

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日 （平成25年9月2日一部改訂） （平成26年10月14日一部改訂） （平成27年6月19日一部改訂） （平成28年12月7日一部改訂）</p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び防災基本計画（昭和38年6月14日中央防災会議決定）原子力災害対策編等（以下「防災基本計画」という。）に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害対策マニュアル</p> <p style="text-align: center;">平成24年10月19日 （平成25年9月2日一部改訂） （平成26年10月14日一部改訂） （平成27年6月19日一部改訂） （平成28年12月7日一部改訂） <u>（平成29年●月●日一部改訂）</u></p> <p style="text-align: center;">原子力防災会議幹事会</p> <p>本マニュアルは、「原子力災害の防止及び発生時の緊急対処について(平成11年10月7日内閣官房長官決裁)」に基づく原子力災害危機管理関係省庁会議において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び防災基本計画（昭和38年6月14日中央防災会議決定）原子力災害対策編等（以下「防災基本計画」という。）に定める事項等に基づき、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものを引き継ぎ、原子力防災会議幹事会で定めたものである。また、本マニュアルは、原子力防災会議に報告するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>また、活動要領に関する関係省庁の役割分担については防災基本計画、専門的・技術的事項については原災法第6条の2第1項の規定により委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の導入や、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設</p>

の活用等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、委員会において更なる検討をしていくこととし、当面の間は、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、原災法の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）。

（略）

**【原子力防災会議幹事会】**

（略）

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官

農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官

経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）

（略）

**【原子力防災会議連絡会議】**

（略）

原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課長

（略）

目次

**原子力事業所編**

（略）

第2 関係省庁における対応要領

の活用等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため、それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については、当面の間は、実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。また、原災法の対象とならない放射線又は放射性物質の放出を伴う事故への対応については、本マニュアルでは対象としないこととする（地方公共団体が実施する事項に係る記述については、関係省庁が連携し一体となった防災活動に関わりが深いものについて、防災基本計画に基づく役割等から確認的に参考として記載しているものである。）。

（略）

**【原子力防災会議幹事会】**

（略）

厚生労働省大臣官房審議官（危機管理担当）

農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官

経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官

（略）

**【原子力防災会議連絡会議】**

（略）

原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長

（略）

目次

**原子力事業所編**

（略）

第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17	第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等.....	17
第3章 施設敷地緊急事態.....	31	第3章 施設敷地緊急事態.....	31
第2節 応急対策業務.....	36	第2節 応急対策業務.....	36
(略)		(略)	
10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請.....	62	10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請.....	62
(新規)		<u>11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....</u>	<u>62</u>
第4章 全面緊急事態.....	64	第4章 全面緊急事態.....	64
第2節 応急対策業務.....	78	第2節 応急対策業務.....	78
(略)		(略)	
14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	108	14 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理.....	108
(新規)		<u>15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護.....</u>	<u>117</u>
<u>15 緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....</u>	<u>117</u>	<u>16 緊急輸送（バス等避難手段の手配）.....</u>	<u>118</u>
<u>16 被ばく医療活動.....</u>	<u>119</u>	<u>17 被ばく医療活動.....</u>	<u>120</u>
<u>17 健康調査・管理.....</u>	<u>124</u>	<u>18 健康調査・管理.....</u>	<u>125</u>
<u>18 警戒区域等への一時立入り等.....</u>	<u>126</u>	<u>19 警戒区域等への一時立入り等.....</u>	<u>127</u>
<u>19 緊急物資の調達・供給等.....</u>	<u>129</u>	<u>20 緊急物資の調達・供給等.....</u>	<u>130</u>
<u>20 飲食物の出荷制限・摂取制限.....</u>	<u>132</u>	<u>21 飲食物の出荷制限・摂取制限.....</u>	<u>132</u>
<u>21 放射性物質による環境の汚染への対処.....</u>	<u>135</u>	<u>22 放射性物質による環境の汚染への対処.....</u>	<u>135</u>
<u>22 経済・産業等への対応等.....</u>	<u>136</u>	<u>23 経済・産業等への対応等.....</u>	<u>136</u>
<u>23 原子力被災者の避難・受入先の確保.....</u>	<u>137</u>	<u>24 原子力被災者の避難・受入先の確保.....</u>	<u>137</u>
<u>24 広報・情報発信活動.....</u>	<u>138</u>	<u>25 広報・情報発信活動.....</u>	<u>138</u>
<u>25 海外等からの支接受入れ.....</u>	<u>146</u>	<u>26 海外等からの支接受入れ.....</u>	<u>146</u>
<u>26 行政文書の作成等、記録の保存.....</u>	<u>149</u>	<u>27 行政文書の作成等、記録の保存.....</u>	<u>149</u>
第3編 機能班別業務・要員名簿・外部専門家要員名簿.....	156	第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員.....	156
第2章 要員名簿.....	182	第2章 要員配置.....	182
第3章 外部専門家要員名簿.....	228	第3章 外部専門家要員.....	232
第1 原子力災害対策の主な枠組み		第1 原子力災害対策の主な枠組み	
(略)		(略)	

また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）、P A Z内の地方公共団体（P A Zを管轄を含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Zを管轄を含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z内の地方公共団体とU P Z内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。）を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。

（略）

なお、マニュアルはあくまでも実際に災害が起きた場合等の対処方法の一例を示しているに過ぎない。状況の変化に応じ、臨機応変の対応が求められることは言うまでもない。今後も、これまでの教訓にたち、日常の訓練に重きを置き、新たに発見された問題点を把握・分析し、本マニュアルの見直し等に活かすことが求められる。

（新規）

（略）

## 第2 関係省庁における対応要領

### 第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

（略）

#### 第1章 情報収集事態

情報収集事態とは、原子力事業所の立地地域及びその周辺において、以下に該当する事象を認知した場合をいう。

・原子力事業所立地市町村※1における、震度5弱以上の地震の発生

（原子力事業所立地道府県※2（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、

また、これら官邸での迅速な情報集約及び意思決定を担保するため、官邸、E R C、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）、P A Z内の地方公共団体（P A Zを管轄を含む地方公共団体。以下同じ。）及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の地方公共団体（U P Zを管轄を含む地方公共団体。以下同じ。）（以下P A Z内の地方公共団体とU P Z内の地方公共団体を合わせて「関係地方公共団体」という。）を結ぶテレビ会議システム等を整備することとしており、こうした防災インフラの充実を踏まえた修正も加えることとした。

（略）

なお、マニュアルはあくまでも実際に災害が起きた場合等の対処方法の一例を示しているに過ぎない。状況の変化に応じ、臨機応変の対応が求められることは言うまでもない。今後も、これまでの教訓にたち、日常の訓練に重きを置き、新たに発見された問題点を把握・分析し、本マニュアルの見直し等に活かすことが求められる。

また、各機能班は、本マニュアルに基づき緊急時に的確な対応ができるよう、平素から、訓練等を通じて、班内の体制、対応方法や手順等について、点検・充実を図る。

（略）

## 第2 関係省庁における対応要領

### 第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

（略）

#### 第1章 情報収集事態

情報収集事態とは、原子力事業所の所在地域及びその周辺において、以下に該当する事象が発生した場合をいう。

・原子力事業所所在市町村※1及びその周辺※2における、震度5弱又は5強の地震の発生

<p><u>神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合については、後述の警戒事態となるため、除く。）</u>  <u>(新規)</u></p> <p><u>※1：上斎原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。</u></p> <p><u>※2：北海道については、後志総合振興局に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甬島列島を含む。）より南に位置する島嶼を除く。</u></p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>情報収集事態が発生した場合、内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（本部長：委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）。以下「事故警戒本部」という。）</u>をERCに設置する。</p> <p><u>ERCにおいては、規制庁長官（又は代理の職員）及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）（又は代理の職員）が参集し指揮をする。</u></p> <p>(2) 官邸</p> <p><u>事故警戒本部は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、情報収集事態が発生した原子力事業</p>	<p><u>・その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合</u></p> <p><u>※1：人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。</u></p> <p><u>※2：所在市町村の震度が発表されない場合は、近傍の市町村の震度を用いる。</u></p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>情報収集事態が発生した場合、内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）</u>をERCに設置する。</p> <p><u>オンサイト総括は、情報収集事態が発生した場合、ERCに参集し全体の指揮を執る。</u></p> <p>(2) 官邸</p> <p><u>合同情報連絡室は、内閣官房（事態対処・危機管理担当）（以下「内閣官房（事態）」という。）及び内閣情報調査室内閣情報集約センターに情報収集事態が発生した旨を通報する。内閣官房（事態）は、状況に応じ、情報連絡室又は官邸連絡室を設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>内閣府（原子力防災担当）及び委員会は、情報収集事態が発生した原子力事業</p>
--	---

所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（現地本部長：原子力規制事務所（当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置する。

（略）

## （２）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

## 第２節 応急対策業務

### １ 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所における地震の影響について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、地方放射線モニタリング対策官、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。

事故警戒本部は、設置後速やかに情報収集事態の発生及びその後の被害情報等について、内閣官房（事態）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。

なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部立ち上げの通知を行うとともに、事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。

### ３ 広報体制の構築

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。事故警戒本部は、情報収集事態の連絡を

所に係る緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）を設置する。

（略）

## （２）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

## 第２節 応急対策業務

### １ 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所における地震の影響について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化する。

合同情報連絡室は、設置後速やかに情報収集事態の発生及びその後の被害情報等について、内閣官房（事態）、内閣情報調査室内閣情報集約センター及び関係省庁にFAX等を通じて連絡するとともに、事態の進展に備え情報連絡体制をとるよう要請する。

なお、指定公共機関に対しては原則として所管省庁から情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対しては合同現地情報連絡室（災害の影響等により合同現地情報連絡室が十分に機能しない場合には合同情報連絡室）から、合同情報連絡室立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。

### ３ 広報体制の構築

規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の参集当番者等は、情報収集事態の連絡を受け取った場合は、直ちに参集する。合同情報連絡室は、情報収集事態の連絡を

受け取ってから30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、事故警戒本部で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

### 第3節 体制の移行

#### 1 情報収集事態が解消した場合

委員会委員長の判断により情報収集事態の解消を決定した場合においては、事故警戒本部長は、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関に対しては、原則として所管省庁から情報提供を行う。

## 第2章 警戒事態

警戒事態とは、原子力事業所立地道府県において震度6弱以上の地震その他の自然災害を認知した場合（※）又は原子力事業者等より報告された事象が委員会において警戒事態に該当すると判断された場合（※※）をいう。

### ※警戒事態と認める自然災害

- ①原子力事業所立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力事業所立地道府県において、大津波警報が発表された場合
- ③東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）

※※委員会が判断する警戒事態

を受け取ってから30分以内※を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う。その後、規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は情報を収集・整理し、合同情報連絡室で情報共有する。なお、夜間、休日も同様の対応とする。

※地震による情報収集事態の場合の標準であり、その他の場合については、状況によりオンサイト総括が判断するものとする。

### 第3節 体制の移行

#### 1 情報収集事態が解消した場合

オンサイト総括の判断により情報収集事態の解消を決定した場合においては、合同情報連絡室及び合同現地情報連絡室を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関に対しては、原則として所管省庁から情報提供を行う。

## 第2章 警戒事態

警戒事態とは、原子力事業所所在市町村及びその周辺において震度6弱以上の地震その他の自然災害が発生した場合又は原子力事業者等より報告された事象が委員会において警戒事態に該当すると判断された場合をいう。

### 注1 警戒事態と認める自然災害

- ①原子力事業所所在市町村※1及びその周辺※2において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合
- ③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合

※1：人形峠環境技術センターについては、鳥取県三朝町における地震の発生も同等の扱いとする。

※2：所在市町村の震度が発表されない場合は、近隣の市町村の震度を用いる。

注2 委員会が判断する警戒事態

<p>(略)</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>警戒事態が発生した場合には、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は<u>事故警戒本部</u>をERCに設置する。<u>（情報収集事態から警戒事態に進展した場合等、既に事故警戒本部を設置している場合は除く。）。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに<u>事故現地警戒本部</u>を設置する。<u>（情報収集事態から警戒事態に進展した場合等、既に事故現地警戒本部を設置している場合は除く。）。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）への進展に備え、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p> <p>(2) 緊急時モニタリングセンター</p> <p>規制庁は、当該原子力事業所に係る<u>地方放射線モニタリング対策官</u>に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタ</p>	<p>(略)</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>警戒事態が発生した場合には、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>（本部長：委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）。以下「事故警戒本部」という。）をERCに設置する。</p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) オフサイトセンター</p> <p>委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンターに、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部</u>（現地本部長：原子力規制事務所（当該原子力事業所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>また、内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）への進展に備え、内閣府副大臣（<u>原子力防災担当</u>）（又は内閣府大臣政務官（<u>原子力防災担当</u>）。これらが対応できない場合には、<u>環境副大臣又は環境大臣政務官等</u>）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）が指定した職員をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。</p> <p>(2) 緊急時モニタリングセンター</p> <p>規制庁は、当該原子力事業所に係る<u>上席放射線防災専門官</u>に指示し、警戒事態が発生した原子力事業所に係るオフサイトセンター等に緊急時モニタリングセ</p>
--	---



リングセンター（センター長：規制庁放射線環境対策室長）を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁放射線環境対策室長をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

#### （４）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力保安検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

### 第２節 応急対策業務

#### １ 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、地方放射線モニタリング対策官、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備に着手する。

（略）

また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部立ち上げの通知を行うとともに連絡体制の構築などの警戒体制をとるよう要請する。

（略）

#### ３ 緊急時モニタリングの準備

（略）

規制庁は、地方放射線モニタリング対策官に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強

センター（センター長：規制庁放射線環境対策室長）を立ち上げる準備を行うとともに、緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に当たっては、警戒事態が発生した原子力事業所のPAZ及びUPZ内の道府県に協力を要請する。また、施設敷地緊急事態への進展に備え、規制庁放射線環境対策室長をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

#### （４）緊急時対策所

規制庁は、直ちに原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した原子力運転検査官を、当該原子力事業所に係る緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣し、情報収集を行う。

### 第２節 応急対策業務

#### １ 情報収集・連絡

規制庁は、原子力事業所の故障や、地震等の自然災害の影響等について、事業者からの情報を一元的に集約する。また、上席放射線防災専門官、関係機関の職員等は、原子力事業所のモニタリングポストの監視を強化し、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備に着手する。

（略）

また、関係地方公共団体に対しては事故現地警戒本部（災害の影響等により事故現地警戒本部が十分に機能しない場合には事故警戒本部）から、事故警戒本部立ち上げの通知を行うとともに連絡体制の構築などの警戒体制をとるよう要請する。（様式－１）

（略）

#### ３ 緊急時モニタリングの準備

（略）

規制庁は、上席放射線防災専門官に指示し、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる準備を開始する。規制庁は、情報共有システム等を通じて、警戒事態が発生した原子力事業所及びその周辺のモニタリングポストの監視を強化する。

化する。

また、規制庁は、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する。さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、P A Z及びU P Z内の道府県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、緊急時モニタリングの実施の準備を、(公財)原子力安全技術センター及び(公財)日本分析センター等に対し、追加的に動員を要請された場合の現地への派遣の準備を要請する。

#### 6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

事故警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の原子力災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期に避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難準備(施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等)を要請し(様式-1)、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請(防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。)する。

第3章 施設敷地緊急事態  
(略)

また、原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE A Lに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、警戒事態が発生した原子力事業所のP A Z及びU P Z内の道府県に緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備への協力を要請する。(様式-1)さらに、規制庁は、緊急時モニタリングに係る関係省庁、P A Z及びU P Z内の道府県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、緊急時モニタリングの実施の準備を、(公財)原子力安全技術センター及び(公財)日本分析センター等に対し、追加的に動員を要請された場合の現地への派遣の準備を要請する。

#### 6 P A Z内、U P Z外の地方公共団体に対する施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請等

原子力施設において原子力災害対策指針の警戒事態を判断するE A Lに該当する施設の故障が発生した場合等においては、事故警戒本部は、P A Z内の地方公共団体に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の原子力災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期に避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難準備(施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等)を要請し(様式-1)、U P Z外の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力をP A Z内の地方公共団体を通じて要請(防護措置や協力などが必要と判断された場合に限る。)する。

第3章 施設敷地緊急事態  
(略)

<p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は<u>内閣府副大臣・政務官</u>）を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>(略)</p> <p>①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部</p> <p>(略)</p> <p>○構成員：本部長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は<u>内閣府副大臣・政務官</u>）、委員会委員長（又は委員）</p> <p>(略)</p> <p>事務局長代理：規制庁長官（又は規制庁次長）</p> <p>(略)</p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当） 関係省庁：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課長</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 官邸</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（又は内閣府副大臣）、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府</p>	<p>第1節 組織</p> <p>1 中央</p> <p>(1) ERC</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、委員会委員長（又は委員）及び内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は<u>内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等</u>）を本部長とする原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）を設置するとともに、関係省庁事故対策連絡会議を開催する。</p> <p>(略)</p> <p>①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部</p> <p>(略)</p> <p>○構成員：本部長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）（又は<u>内閣府副大臣（原子力防災担当）若しくは内閣府大臣政務官（原子力防災担当）等</u>）、委員会委員長（又は委員）</p> <p>(略)</p> <p>事務局長代理：規制庁長官（又は規制庁次長）、<u>内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）</u></p> <p>(略)</p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当） 関係省庁：内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 官邸</p> <p>規制庁及び内閣府（原子力防災担当）は、内閣府大臣政務官（<u>原子力防災担当</u>）（又は<u>内閣府副大臣（原子力防災担当）</u>）。これらに対応できない場合には、<u>環境副大臣又は環境大臣政務官等</u>）、委員会委員長（又は委員会委員）、内閣府政策統</p>
--	---

(原子力防災担当)の職員等に官邸に参集するよう要請する。また、全面緊急事態の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府(原子力防災担当)は原災本部設置のための準備を行う。

(略)

## 2 現地

### (1) オフサイトセンター

事故対策本部は、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定した職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。

(略)

また、規制庁は、地方放射線モニタリング対策官に指示し連携した緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部

(略)

○構成員：本部長：内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)

(略)

### (2) 緊急時モニタリングセンター

(略)

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁放射線環境対策室長

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、地方放射線モニタリング対策官及びP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊

括官(原子力防災担当)、全面緊急事態において、官邸チーム機能班の要員となっている規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員等に官邸に参集するよう要請する。また、全面緊急事態の発生に備え、規制庁は原子力緊急事態宣言等に係る準備を行い、内閣府(原子力防災担当)は原災本部設置のための準備を行う。

(略)

## 2 現地

### (1) オフサイトセンター

事故対策本部は、内閣府副大臣(原子力防災担当)(又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当))。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等)、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)(又は代理の職員)並びに規制庁長官及び内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定した職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、全面緊急事態への進展に備え関係省庁及び関係指定公共機関等に対し、現地立ち上げ要員となる関係職員の派遣準備及び専門家の派遣を要請する。

(略)

また、規制庁は、上席放射線防災専門官に指示し連携した緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部

(略)

○構成員：本部長：内閣府副大臣(原子力防災担当)(又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当))。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等)

(略)

### (2) 緊急時モニタリングセンター

(略)

○構成員：緊急時モニタリングセンター長：規制庁放射線環境対策室長

(緊急時モニタリングセンター長がオフサイトセンターに到着するまでは、上席放射線防災専門官及びP A Z及びU P Z内の道府県の然るべき者が緊急時モニ

<p>急時モニタリングセンター長を代行)</p> <p>(略)</p> <p>関係指定公共機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急時対策所</p> <p>規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した<u>原子力保安検査官</u>を、緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣する(情報収集事態及び警戒事態の際と同様)。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>(略)</p> <p>9 PAZ内の地方公共団体に対する<u>施設敷地緊急事態要避難者避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等</u></p> <p>10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>(1) 全面緊急事態の判断に係る情報共有等</p> <p>事故対策本部(事故対策本部が立ち上がっていない場合は、事故警戒本部。以下同じ。)は、原子力事業所の原子力防災管理者からFAX等により施設敷地緊急事態発生のお知らせ又は連絡を受けた場合、直ちに、当該通報事象の概要(原子力事業所の状況、放射線量等)、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について情報収集・集約を行う。委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生したと認めるか否かの判断を迅速に行うとともに、事故対策本部内に情報を共有する。</p> <p>(3) 情報収集</p> <p>(略)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)等は、緊急参集チーム協議の場において</p>	<p>タリングセンター長を代行)</p> <p>(略)</p> <p>関係指定公共機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急時対策所</p> <p>規制庁は、現地原子力規制事務所長又は所長が指名した<u>原子力運転検査官</u>を、緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等に派遣する(情報収集事態及び警戒事態の際と同様)。</p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>(略)</p> <p>9 PAZ内の地方公共団体に対する<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難及びUPZ内外の地方公共団体への事前の避難準備の要請等</u></p> <p>10 PAZ内の地方公共団体への安定ヨウ素剤の服用準備の要請</p> <p><u>11 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</u></p> <p>1 情報収集・連絡</p> <p>(1) 全面緊急事態の判断に係る情報共有等</p> <p>事故対策本部(事故対策本部が立ち上がっていない場合は、<u>合同情報連絡室又は事故警戒本部</u>。以下同じ。)は、原子力事業所の原子力防災管理者からFAX等により施設敷地緊急事態発生のお知らせ又は連絡を受けた場合、直ちに、当該通報事象の概要(原子力事業所の状況、放射線量等)、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等について情報収集・集約を行う。委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生したと認めるか否かの判断を迅速に行うとともに、事故対策本部内に情報を共有する。</p> <p>(3) 情報収集</p> <p>(略)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び規制庁長官等は、緊急参集チーム協</p>
---	--

原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

#### 施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

### 2 関係機関の活動に関する事項

(2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者）の体制

① 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

（新規）

### 2 職員の非常参集体制の立ち上げ

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸及びE R Cに内閣府（原子力防災担当）及び規制庁職員のうち、全面緊急事態における機能班等の職員（要員名簿参照）を参集させる。

（略）

### 3 国の職員及び専門家の緊急派遣

#### （1）国の職員の派遣

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ確かな準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、事故対策本部は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班等の職員（要員名簿参照）を現地に派遣するよう要請する。

（略）

#### （3）輸送支援

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、次ページのスキームを基本とし、詳細

議の場において原子力事故の状況等に関し、関係省庁と事態の認識を共有し、対処方針を確認するとともに内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告を行う。関係省庁は、防災基本計画等に基づき、事態に応じた上記方針を踏まえ、必要な対処を行う。

#### 施設敷地緊急事態の際の主な情報集約項目例

### 2 関係機関の活動に関する事項

(2) 関係機関（関係省庁、地方公共団体、関係指定公共機関及び原子力事業者）の体制

① 関係機関それぞれの対策本部等の設置状況〔各省庁〕

② 特例緊急被ばく限度の指定状況〔規制庁、厚生労働省、人事院〕

### 2 職員の非常参集体制の立ち上げ

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、官邸及びE R Cに内閣府（原子力防災担当）及び規制庁職員のうち、全面緊急事態における機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を参集させる。

（略）

### 3 国の職員及び専門家の緊急派遣

#### （1）国の職員の派遣

内閣府（原子力防災担当）及び規制庁は、施設敷地緊急事態において、状況等を把握し、必要に応じ、応急対策の迅速かつ確かな準備等を行うため職員を現地に派遣する。また、事故対策本部は、関係省庁に対して必要に応じ、機能班等の職員（第3編第2章 要員配置参照）を現地に派遣するよう要請する。

（略）

#### （3）輸送支援

事故対策本部は、原子力事業所の施設敷地緊急事態の通報又は連絡を受けた場合において、必要に応じて、緊急輸送関係省庁に対して輸送の支援を要請する。具体的な移動及び輸送支援のスキームは、以下のスキームを基本とし、詳細はあ

はあらかじめ別に定める。

(略)

#### 現地までの移動及び輸送支援

・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対し、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。

(略)

### 6 広報活動

#### (1) 情報発信体制

(略)

オフサイトセンターでの情報発信は、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、事故現地対策本部事務局長（現地に到着していない場合は、原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官）等が記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

(略)

中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については以下の図に示すとおりとする。

#### (2) 各機関の広報に関する役割

#### ③ オフサイトセンター

・ERC広報担当と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、事故現地対策本部事務局長等が必要に応じて記者会見を行う。

(略)

あらかじめ別に定める。

(略)

#### 現地までの移動及び輸送支援

・事故対策本部は、緊急輸送関係省庁に対し、内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）、規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）、必要に応じ委員会委員等の要員の派遣のための協力を要請する。

(略)

### 6 広報活動

#### (1) 情報発信体制

(略)

オフサイトセンターでの情報発信は、事故現地対策本部長、事故現地対策本部事務局長（現地に到着していない場合は、原子力規制事務所副所長又は所長があらかじめ指名した原子力防災専門官）等が記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

(略)

中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、各機関の役割分担については次ページの示すとおりとする。

#### (2) 各機関の広報に関する役割

#### ③ オフサイトセンター

・ERC広報担当と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、事故現地対策本部長、事故現地対策本部事務局長等が必要に応じて記者会見を行う。

(略)

<p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>① 緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>ERC放射線担当は、緊急時モニタリング計画及び現地の空間線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画（測定地点、頻度等）を立案し、<u>官邸放射線担当を通じて委員会委員長に提案する。</u></p> <p>委員会は、ERC放射線担当の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定する。緊急時モニタリング実施計画策定後、緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画に対する提案及び意見をERC放射線担当に送付する。ERC放射線担当は、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、必要に応じて関係機関と調整を行い、<u>官邸放射線担当を通じて委員会に提案する。</u>委員会は、<u>ERC放射線担当の案に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画を改訂する。</u>ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1 施設敷地緊急事態が解消した場合</p> <p>施設敷地緊急事態が収束した場合には、内閣府特命担当大臣（<u>原子力防災担当</u>）（本部長を内閣府副大臣又は大臣政務官が務める場合は当該副大臣又は<u>大臣政務官</u>）及び委員会委員長の判断により、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃</p>	<p>8 緊急時モニタリングの実施等</p> <p>(2) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>① 緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>ERC放射線担当は、緊急時モニタリング計画及び現地の空間線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画（測定地点、頻度等）を立案する。</p> <p>委員会は、ERC放射線担当の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定する。緊急時モニタリング実施計画策定後、緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画に対する提案及び意見をERC放射線担当に送付する。ERC放射線担当は、緊急時モニタリング実施計画の改訂について、必要に応じて関係機関と調整を行い、<u>委員会が緊急時モニタリング実施計画を改訂する。</u>ERC放射線担当は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。</p> <p>(略)</p> <p><u>1.1 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態においては、基本的に原子力施設敷地外への放射性物質の放出はないため、オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）は、基本的に防護服やマスク等を着用する必要はないが、事態の変化に備えて、放射線防護資機材（線量計、防護服、マスク等）や安定ヨウ素剤の携行が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。</u></p> <p>第3節 体制の移行</p> <p>1 施設敷地緊急事態が解消した場合</p> <p>施設敷地緊急事態が収束した場合には、内閣府特命担当大臣（<u>原子力防災</u>）（本部長を内閣府副大臣（<u>原子力防災担当</u>）又は内閣府大臣政務官（<u>原子力防災担当</u>）等が務める場合は当該副大臣又は<u>大臣政務官等</u>）及び委員会委員長の判断によ</p>
--	---



止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者に対し、その旨の情報提供を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

#### 第4章 全面緊急事態

(略)

また、全面緊急事態のうち初動対応期（全面緊急事態に至ってから、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ官邸で対応する主な職員をERCに移すまでの間）を全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）、それ以降を全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）という。

##### 第1節 組織

###### 【フェーズ1：初動対応】

###### 1 中央

###### (1) 原子力災害対策本部

(略)

構成員：その他全ての国務大臣、内閣危機管理監、必要に応じて内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）等

(略)

###### ①原災本部事務局

###### (i) 官邸チーム

(略)

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁次長

(略)

###### ②関係局長等会議

(略)

り、事故対策本部及び事故現地対策本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。また、指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

#### 第4章 全面緊急事態

(略)

また、全面緊急事態のうち初動対応期（全面緊急事態に至ってから、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを踏まえ官邸で対応する主な職員をERCに移すまでの間）を全面緊急事態（フェーズ1：初動対応）、それ以降を全面緊急事態（フェーズ2：初動対応後）という。

##### 第1節 組織

###### 【フェーズ1：初動対応】

###### 1 中央

###### (1) 原子力災害対策本部

(略)

構成員：その他全ての国務大臣、内閣危機管理監、必要に応じて内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当））等

(略)

###### ①原災本部事務局

###### (i) 官邸チーム

(略)

○構成：事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）

事務局長代理：規制庁次長、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）

(略)

###### ②関係局長等会議

(略)

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
（略）

財務省大臣官房審議官

文部科学省研究開発局長

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官

農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官

経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）

（略）

## 2 現地

### （1）オフサイトセンター

#### ①現地本部

（略）

○構成：本部長：内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）

（略）

### 【フェーズ2：初動対応後】

#### 1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からERCに移す。

（略）

また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされ、初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了した後の避難した住民等の生活支援等を円滑に実施する必要があると判断される場合には、原災本部事務局の機能班の組み替えを行い、同事務局内に原子力被災者生活支援チーム（以下「支援チーム」という。）を編成

○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
（略）

財務省大臣官房審議官（危機管理担当）

文部科学省研究開発局長

厚生労働省大臣官房審議官（危機管理担当）

農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官

経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官

（略）

## 2 現地

### （1）オフサイトセンター

#### ①現地本部

（略）

○構成：本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）。これらに対応できない場合には、環境副大臣又は環境大臣政務官等）

（略）

### 【フェーズ2：初動対応後】

#### 1 中央

原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを踏まえ、官邸チームの主力を官邸からERCに移す。

（略）

また、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされ、初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了した後の避難した住民等の生活支援等を円滑に実施する必要があると判断される場合には、原災本部事務局の機能班の組み替えを行い、同本部の下に原子力被災者生活支援チーム（以下「支援チーム」とい

<p>する。なお、原子力緊急事態が速やかに収束し、原子力施設外へ放射性物質が放出されないなど、原子力被災者の生活支援が求められない場合には、支援チームは編成されない。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原災本部&lt;原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様&gt;</p> <p>(略)</p> <p>①関係局長等会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>財務省大臣官房審議官</u></p> <p>文部科学省研究開発局長</p> <p><u>厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官</u></p> <p>農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官</p> <p><u>経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）</u></p> <p>(略)</p> <p><u>環境省総合環境政策局環境保健部長</u></p> <p>(略)</p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>環境省放射線健康管理担当参事官</u></p> <p><u>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課長</u></p> <p>(略)</p> <p>④原災本部事務局原子力被災者生活支援チーム</p> <p>○設置場所：原則としてERC</p> <p>※ただし、平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。</p>	<p>う。)を編成する。なお、原子力緊急事態が速やかに収束し、原子力施設外へ放射性物質が放出されないなど、原子力被災者の生活支援が求められない場合には、支援チームは編成されない。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 原災本部&lt;原則として設置場所、構成員はフェーズ1と同様&gt;</p> <p>(略)</p> <p>①関係局長等会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>財務省大臣官房審議官（危機管理担当）</u></p> <p>文部科学省研究開発局長</p> <p><u>厚生労働省大臣官房審議官（危機管理担当）</u></p> <p>農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官</p> <p><u>経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官</u></p> <p>(略)</p> <p><u>環境省大臣官房環境保健部長</u></p> <p>(略)</p> <p>②関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）</p> <p>(略)</p> <p><u>環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官</u></p> <p><u>原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長</u></p> <p>(略)</p> <p>④原災本部原子力被災者生活支援チーム</p> <p>○設置場所：原則としてERC又は原子力利用省庁執務室等</p> <p>※平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>⑤モニタリング調整会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：環境大臣</p> <p>(略)</p> <p><u>厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官</u></p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) 現地本部&lt;フェーズ1と同様&gt;</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>①原子力災害合同対策協議会&lt;原則としてフェーズ1と同様&gt;</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>(略)</p> <p>1 3 緊急時モニタリング結果<u>など</u>の情報の収集及び共有 &lt;放射線班&gt;</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>1 5</u> 緊急輸送 (バス等避難手段の手配)</p> <p>&lt;実動対処班、住民安全班、複合災害調整班&gt;</p> <p><u>1 6</u> 被ばく医療活動 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 7</u> 健康調査・管理 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 8</u> 警戒区域等への一時立入り等 &lt;住民支援班&gt;</p> <p><u>1 9</u> 緊急物資の調達・供給等</p> <p>&lt;実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班&gt;</p> <p><u>2 0</u> 飲食物の出荷制限・摂取制限 &lt;放射線班&gt;</p>	<p>(略)</p> <p>⑤モニタリング調整会議</p> <p>(略)</p> <p>○構成：議長：環境大臣</p> <p>(略)</p> <p><u>厚生労働省大臣官房審議官 (危機管理担当)</u></p> <p>(略)</p> <p>2 現地</p> <p>(1) 現地本部</p> <p><u>○組織の変更等：原子力被災者生活支援チームの設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</u></p> <p>①原子力災害合同対策協議会</p> <p><u>○組織の変更等：原子力被災者生活支援チームの設置や事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを行う。</u></p> <p>第2節 応急対策業務</p> <p>(略)</p> <p>1 3 緊急時モニタリング結果<u>等</u>の情報の収集及び共有 &lt;放射線班&gt;</p> <p>(略)</p> <p><u>1 5</u> オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</p> <p><u>1 6</u> 緊急輸送 (バス等避難手段の手配)</p> <p>&lt;実動対処班、住民安全班、複合災害調整班&gt;</p> <p><u>1 7</u> 被ばく医療活動 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 8</u> 健康調査・管理 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 9</u> 警戒区域等への一時立入り等 &lt;住民支援班&gt;</p> <p><u>2 0</u> 緊急物資の調達・供給等</p> <p>&lt;実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班&gt;</p> <p><u>2 1</u> 飲食物の出荷制限・摂取制限 &lt;放射線班&gt;</p>
---	--

<p>2 1 放射性物質による環境の汚染への対処 &lt;放射線班&gt;  2 2 経済・産業等への対応等（各省庁）  2 3 原子力被災者の避難・受入先の確保 &lt;住民支援班&gt;  〔共通・その他事項〕  2 4 広報・情報発信活動&lt;広報班、国際班、要望対応・広報企画班&gt;  2 5 海外等からの支援受入れ&lt;国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班&gt;  2 6 行政文書の作成等、記録の保存&lt;総括班&gt;</p> <p>7 原子力災害合同対策協議会の開催  【フェーズ1：初動対応】  （略）</p> <p style="text-align: center;">原子力災害合同対策協議会の概要図  （フェーズ1から原子力災害事後対策まで）  現地への権限委任の関係</p> <p>（略）</p> <p>9 原子力被災者生活支援チームの設置  【フェーズ2：初動対応後】  （4）事務局体制</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部事務局内に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>（6）設置場所  原則としてERC</p> <p>※ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力</p>	<p>2 2 放射性物質による環境の汚染への対処 &lt;放射線班&gt;  2 3 経済・産業等への対応等（各省庁）  2 4 原子力被災者の避難・受入先の確保 &lt;住民支援班&gt;  〔共通・その他事項〕  2 5 広報・情報発信活動&lt;広報班、国際班、要望対応・広報企画班&gt;  2 6 海外等からの支援受入れ&lt;国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班&gt;  2 7 行政文書の作成等、記録の保存&lt;総括班&gt;</p> <p>7 原子力災害合同対策協議会の開催  【フェーズ1：初動対応】  （略）</p> <p style="text-align: center;">原子力災害合同対策協議会の概念図  （フェーズ1から原子力災害事後対策まで）  現地への権限委任の関係</p> <p>（略）</p> <p>9 原子力被災者生活支援チームの設置  【フェーズ2：初動対応後】  （4）事務局体制</p> <p>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原災本部事務局内に、支援チーム（総括班、住民支援班、医療班、放射線班、要望対応・広報企画班）を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>（6）設置場所  原則としてERC又は原子力利用省庁執務室等</p> <p>※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所</p>
---	---

発電所の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班>  
(略)

【フェーズ1】

(1) 緊急時モニタリングの実施業務

① 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改訂案に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班は、必要に応じて関係機関と調整を行い、緊急時モニタリング実施計画の改訂案を作成し、官邸チーム放射線班を通じて、委員会委員長に提案する。

委員会は、ERCチーム放射線班の案に基づき、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

支援チーム放射線班は、緊急時モニタリング実施計画の改訂に当たっては、緊急時モニタリングセンター等と調整し、その際、支援チーム放射線班は、委員会委員長の了承を得るとともに、モニタリング調整会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、确实かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。

(略)

1 4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

の事故に係る支援チームの設置場所は原子力利用省庁執務室等とする。

1 3 緊急時モニタリング結果等の情報の収集及び共有 <放射線班>  
(略)

【フェーズ1】

(1) 緊急時モニタリングの実施業務

① 緊急時モニタリング実施計画の改訂

緊急時モニタリングセンターは、現地の状況に基づき、必要に応じて緊急時モニタリング実施計画の改訂案に対する提案及び意見を作成し、ERCチーム放射線班に送付する。ERCチーム放射線班が、必要に応じて関係機関と調整を行い、委員会が、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。ERCチーム放射線班は、緊急時モニタリングセンターや関係省庁と、改訂された緊急時モニタリング実施計画を共有する。

【フェーズ2】

(1) 緊急時モニタリングの実施及び支援

支援チーム放射線班が、緊急時モニタリングセンター等と調整し、必要に応じてモニタリング調整会議を開催した上で、委員会が緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。緊急時モニタリングセンターはその計画の下、确实かつ計画的にモニタリングを実施する。また、緊急時モニタリングセンターが行う緊急時モニタリングに対して、支援チーム放射線班は、要請に基づき必要な支援を行う。

(略)

1 4 避難、屋内退避、一時移転、区域設定・管理 <総括班、住民安全班、住民支援班、放射線班、プラント班>

<p>(内閣府、規制庁等各省庁)</p> <p><b>【フェーズ1】</b></p> <p>(4) UPZ内外の地方公共団体のOILに基づく一時移転等の手続  <u>避難については数時間内を目途に、一時移転については1日以内を目途に、OILに該当する区域を特定するものとする。</u></p> <p><u>ERCチーム住民安全班は、ERCチーム放射線班から得た緊急時モニタリングの情報等に応じて、OILに基づき、避難及び一時移転の指示案（以下「指示案」という。）を作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 地方公共団体の避難活動に係る支援</p> <p>③気象情報の提供</p> <p>気象情報については、適宜、関係地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><b>15 緊急輸送（バス等避難手段の手配）</b> &lt;実動対処班、住民安全班、複合災害調整班&gt;</p>	<p>(内閣府、規制庁等各省庁)</p> <p><b>【フェーズ1】</b></p> <p>(4) UPZ内外の地方公共団体のOILに基づく一時移転等の手続  <u>(削除)</u></p> <p><u>ERCチーム放射線班から得た緊急時モニタリングの情報等に応じて、ERCチーム住民安全班は、避難については数時間内を目途に、一時移転については1日以内を目途にOILに該当する地域を特定し、避難及び一時移転の指示案（以下「指示案」という。）を作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 地方公共団体の避難活動に係る支援</p> <p>③気象情報の提供</p> <p>気象情報については、適宜、<u>現地住民安全班を通じて、ERCチーム住民安全班から関係地方公共団体に情報提供を行う。</u></p> <p><b>15 オフサイトで活動する防災業務関係者の放射線防護</b>  <u>オフサイトで活動する防災業務関係者（実動組織を含む。）のうちPAZで活動する者は、安定ヨウ素剤の服用が必要である。防護服やマスク等については、放射性物質の放出までの間は着用する必要はない（※）が、放射性物質の外部への放出に至った場合には着用するとともに、線量計による線量管理等が必要である。また、放射線等の情報に注意を払うこととする。</u></p> <p><u>防災業務関係者（実動組織を含む。）の放射線防護措置に関する更なる助言等については、必要に応じ原子力災害対策本部が状況等を勘案し行うこととする。※ただし、防護服の着用が必要になった際に速やかに着用ができない現場においては、あらかじめ着用するとともに、マスクや線量計等を携行することとする。</u></p> <p><b>16 緊急輸送（バス等避難手段の手配）</b> &lt;実動対処班、住民安全班、複合災害調整班&gt;</p>
---	--

<p><u>1 6</u> 被ばく医療活動 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 7</u> 健康調査・管理 &lt;医療班&gt; (環境省、規制庁、厚生労働省)</p> <p>(1) 原子力被災者等の被ばく線量の<u>推計</u> (略)</p> <p>② 現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。 <u>(新規)</u></p> <p>(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施</p> <p>① 現地医療班及び都道府県は、環境モニタリング及び<u>実測</u>の結果等を基に住民の被ばく状況について線量を把握する。 (略)</p> <p>(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等</p> <p>① 支援チーム医療班は、関係省庁及び都道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボディカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民等の総合的な被ばく線量評価を早急に行う。なお、原子力災害が長期化した場合には、事故収束を待たずに対応する。 (略)</p> <p><u>1 8</u> 警戒区域等への一時立入り等 &lt;住民支援班&gt;</p>	<p><u>1 7</u> 被ばく医療活動 &lt;医療班&gt;</p> <p><u>1 8</u> 健康調査・管理 &lt;医療班&gt; (環境省、規制庁、厚生労働省)</p> <p>(1) 原子力被災者等の被ばく線量の<u>把握</u> (略)</p> <p>② 現地医療班は、公衆の被ばく線量の推計の必要性、対象(地域、年齢等)、方法(使用する機器等)、実施場所等について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び地方公共団体と協議・調整を行うとともに、必要な支援を行う。</p> <p>③ <u>指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体等は、緊急時における甲状腺簡易測定、ホールボディカウンタによる内部被ばく線量測定、及び外部被ばく線量の推計等のための行動調査を行う。</u></p> <p>(2) 原子力被災者等の健康管理や健康相談の実施</p> <p>① 現地医療班及び都道府県は、環境モニタリング及び<u>内部被ばく線量測定と行動調査</u>の結果等を基に住民の被ばく状況について線量を把握する。 (略)</p> <p>(3) 被ばく線量評価、被ばくに係る健康管理・放射線による健康影響に係る健康相談等</p> <p>① <u>支援チーム医療班(支援チーム医療班が組織されていないときにはERCチーム医療班)</u>は、関係省庁及び都道府県と協力して、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するモニタリングデータ、住民の行動記録調査及びホールボディカウンタによる測定等に基づき、規制庁の専門的知見を有する者の助言を踏まえて住民等の総合的な被ばく線量評価を早急に行う。なお、原子力災害が長期化した場合には、事故収束を待たずに対応する。 (略)</p> <p><u>1 9</u> 警戒区域等への一時立入り等 &lt;住民支援班&gt;</p>
--	--



### 19 緊急物資の調達・供給等

<実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>

### 20 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>

(厚生労働省、農林水産省等)

#### 【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の、飲食物の出荷制限・摂取制限  
(略)

(2) OILに基づく飲食物の出荷制限・摂取制限

#### ②都道府県における検査計画策定・実施の指示

厚生労働省、農林水産省その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物(原料となる農林畜水産物を含む。)中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、検査を実施するよう要請する。

### 21 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>

### 22 経済・産業等への対応等

### 23 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>

### 24 広報・情報発信活動<広報班、国際班、要望対応・広報企画班>(規制庁等)

#### 【フェーズ1】

(1) 情報発信体制  
(略)

オフサイトセンターでの情報発信に関しては、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)及び現地本部事務局長又は現地本部事務局次長(広報官)(現地に到着

### 20 緊急物資の調達・供給等

<実動対処班、要望対応・広報企画班、住民安全班、住民支援班>

### 21 飲食物の出荷制限・摂取制限 <放射線班>

(厚生労働省、農林水産省等)

#### 【フェーズ1、フェーズ2、事後対策共通】

(1) OILに基づく一時移転の際の飲食物の出荷制限・摂取制限  
(略)

(2) OILに基づく飲食物の出荷制限・摂取制限

#### ②都道府県における検査計画策定・実施の指示

厚生労働省、農林水産省その他関係省庁は、都道府県等に対し、原災本部から公表された検査計画等のガイドラインに基づき、飲食物(原料となる農林畜水産物を含む。)中の放射性核種濃度測定の検査計画を策定し、当該計画に基づき検査を実施するよう要請する。

### 22 放射性物質による環境の汚染への対処 <放射線班>

### 23 経済・産業等への対応等

### 24 原子力被災者の避難・受入先の確保 <住民支援班>

### 25 広報・情報発信活動<広報班、国際班、要望対応・広報企画班>(規制庁等)

#### 【フェーズ1】

(1) 情報発信体制  
(略)

オフサイトセンターでの情報発信は、現地本部長、現地本部事務局長又は現地本部事務局次長(広報官)(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が

していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

原子力事業所における情報発信に関しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有するものとする。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

#### ⑤現地広報班

・ERCチーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、現地本部事務局長又は現地本部事務局次長(広報官)等が必要に応じて記者会見を行う。

(略)

### 【フェーズ2】

(1) フェーズ1からの情報発信体制の変更

一次避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、ERCチーム広報班その他の主要機能班(プラント班、放射線班、住民安全班等)を始めとする関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、ERCでの対応に変更する。

一時避難完了及び放射性物質の大量放出の回避ができたことについての情報発信に当たっては、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び委員会委員が記者会見を行うものとし、規制庁審議官、関係省庁幹部等が同席し、技術的内容等の説明を行う。

この場合における官邸と原災本部の広報の役割分担に当たっては以下を考慮しつつ、原発や広報を担当する内閣官房副長官とも相談の上、決定する。

(略)

必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請する。

原子力事業所における情報発信は、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有するものとする。

(略)

(2) 各機関の広報に関する役割

#### ⑤現地広報班

・ERCチーム広報班と連携し、情報発信を行うための体制を構築するとともに、現地本部長、現地本部事務局長又は現地本部事務局次長(広報官)等が必要に応じて記者会見を行う。

(略)

### 【フェーズ2】

(1) フェーズ1からの情報発信体制の変更

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができた段階においては、ERCチーム広報班その他の主要機能班(プラント班、放射線班、住民安全班等)を始めとする関係省庁、原子力事業者等は官邸での対応から、ERCでの対応に変更する。

一時移転等が完了し、放射性物質の大量放出の回避ができたことについての情報発信に当たっては、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁長官が指定する職員が記者会見を行う。

この場合における官邸と原災本部の広報の役割分担に当たっては以下を考慮しつつ、原発や広報を担当する内閣官房副長官とも相談の上、決定する。

(略)

2.5 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班>

2.6 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

第2編 事後対策業務

第1章 事後対策業務

第1節 組織

1 中央

(略)

(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様>

○組織の変更等：以下のとおり組織を変更する。

(略)

・事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については随時見直しを行う。

①原災本部事務局

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、事務局の組織については随時見直しを行う。

③関係省庁事後対策連絡会議

(略)

○構成員は、以下を基準とする。

(略)

環境省大臣官房参事官（放射性物質汚染対策担当）

環境省放射線健康管理担当参事官

原子力規制庁長官官房原子力災害対策・核物質防護課長

(略)

2 現地

(1) 現地本部<原則としてフェーズ2と同様>

2.6 海外等からの支援受入れ <国際班、プラント班、実動対処班、要望対応・広報企画班、放射線班>

2.7 行政文書の作成等、記録の保存 <総括班>

第2編 事後対策業務

第1章 事後対策業務

第1節 組織

1 中央

(略)

(1) 原災本部<原則として設置場所はフェーズ2と同様>

○組織の変更等：以下のとおり組織を変更する。

(略)

・事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

①原災本部事務局

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

③関係省庁事後対策連絡会議

(略)

○構成員は、以下を基準とする。

(略)

環境省環境再生・資源循環局参事官（放射性物質汚染対策担当）

環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官

原子力規制庁長官官房緊急事案対策室長

(略)

2 現地

(1) 現地本部

(新規)

①原子力災害合同対策協議会<原則としてフェーズ2と同様>

(新規)

(2) 緊急時モニタリングセンター<原則としてフェーズ1と同様>

(新規)

第3編 機能班別業務・要員名簿・外部専門家要員名簿

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

(略)

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

(略)

E R C チ ー ム 総 括 班	○総括担当業務 (略) ・原子力災害に伴う必要な予算、必要な制度的枠組みの検討 <u>(新規)</u>
	○記録担当業務 (略)
	○国会・地方公共団体担当業務 (略)

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

①原子力災害合同対策協議会

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

(2) 緊急時モニタリングセンター

○組織の変更等：事態の進展状況、被災地の被害状況等に応じ、組織の見直しを随時行う。

第3編 機能班別業務・要員配置・外部専門家要員

第1章 機能班別業務

1 各拠点別の基本的な役割

(略)

①総括班

各機能班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。

(略)

E R C チ ー ム 総 括 班	○総括担当業務 (略) ・原子力災害に伴う必要な予算、必要な制度的枠組みの検討 ・ <u>特例緊急被ばく限度の指定状況に関する関係省庁等との情報共有</u>
	○記録担当業務 (略)
	○国会・地方公共団体担当業務 (略)

### ⑥放射線班

現地で行われる緊急時モニタリング結果の収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

緊急時モニタリングセンター	○企画調整担当業務 (略)
	○情報収集管理担当業務 ・緊急時モニタリング結果の集約 ・ <u>気象情報の収集</u> (略)
	○測定分析担当業務 (略)

### ⑥放射線班

現地で行われる緊急時モニタリング結果の収集、整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。

緊急時モニタリングセンター	○企画調整担当業務 (略)
	○情報収集管理担当業務 ・緊急時モニタリング結果の集約 ・ <u>緊急時モニタリングの適切な実施に必要な現地情報の把握</u> (略)
	○測定分析担当業務 (略)

⑦住民安全班

住民防護対応及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

ERC 原災本部事務局 チーム住民安全班	○総括担当業務 (略) ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援 <u>(新規)</u>
	○記録担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○要望・物資調達担当業務 (略)
	○国会担当業務 (略)

⑦住民安全班

住民防護対応及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。

ERC 原災本部事務局 チーム住民安全班	○総括担当業務 (略) ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施方針の策定支援 ・ <u>気象情報の提供・解説</u>
	○記録担当業務 (略)
	○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○要望・物資調達担当業務 (略)
	○国会担当業務 (略)

現 地 本 部 事 務 局  住 民 安 全 班	○総括担当業務 (略) ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施 方針の策定支援 <u>(新規)</u>	現 地 本 部 事 務 局  住 民 安 全 班	○総括担当業務 (略) ・施設敷地緊急事態応急対策実施方針及び全面緊急事態応急対策実施 方針の策定支援 ・ <u>気象情報の提供・解説</u>
	○住民避難・輸送担当業務 (略)		○住民避難・輸送担当業務 (略)
	○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)		○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 (略)
	○住民支援・要望対応担当 (略)		○住民支援・要望対応担当 (略)

⑧医療班

都道府県、医療機関、関係機関（文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、消防庁、量子科学技術研究開発機構及び日本赤十字社等）の行う被ばく医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用及び健康調査・管理について、実施、支援及び調整を行う。

E R C チ ーム 医 療 班 原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○記録担当業務 (略)
	○被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況管理担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤の予防服用担当業務 (略)
	○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の <u>実測</u> 、原子力被災者等の健康管理及び健康相談について、現地に対して必要な支援を実施

⑧医療班

都道府県、医療機関、関係機関（文部科学省、厚生労働省、環境省、防衛省、消防庁、量子科学技術研究開発機構及び日本赤十字社等）の行う被ばく医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用及び健康調査・管理について、実施、支援及び調整を行う。

E R C チ ーム 医 療 班 原 災 本 部 事 務 局	○総括担当業務 (略)
	○記録担当業務 (略)
	○被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○労働者の被ばく線量・傷病者の発生状況管理担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤の予防服用担当業務 (略)
	○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の <u>把握</u> 、原子力被災者等の健康管理及び健康相談について、現地に対して必要な支援を実施



現 地 本 部 事 務 局 医 療 班	○総括担当業務 (略)	現 地 本 部 事 務 局 医 療 班	○総括担当業務 (略)
	○被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)		○被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 (略)
	○安定ヨウ素剤担当業務 (略)		○安定ヨウ素剤担当業務 (略)
	○健康調査・管理担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆の被ばく線量の<u>実測</u>、原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と<u>連携して実施</u></li> <li>・健康相談窓口の<u>設置</u></li> </ul>		○健康調査・管理担当業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆の被ばく線量の<u>把握</u></li> <li>・原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と<u>協議・調整</u></li> <li>・健康相談窓口<u>開設のための協力等</u></li> </ul>

(7) 原災本部事務局支援チームの役割

(略)

③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、避難退域時検査に準じた検査等に関する総合調整を行う。

支援チーム医療班	<p>○総括担当業務 (略)</p> <p>○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の<u>実測の実施</u>について<u>関係機関の調整</u>を行う (略)</p> <p>○避難退域時検査に準じた検査等に対する支援担当業務 (略)</p>
----------	---

第2章 要員名簿

(新規)

【別添1】

第3章 外部専門家要員名簿

(略)

第4章 その他

第3節 各省庁における参集要員の代替確保

(7) 原災本部事務局支援チームの役割

(略)

③医療班

住民の健康管理調査、被ばく線量推計、避難退域時検査に準じた検査等に関する総合調整を行う。

支援チーム医療班	<p>○総括担当業務 (略)</p> <p>○健康調査・管理担当業務 ・公衆の<u>総合的な</u>被ばく線量の<u>評価</u>を行う (略)</p> <p>○避難退域時検査に準じた検査等に対する支援担当業務 (略)</p>
----------	---

第2章 要員配置

各機能班等における要員配置は、次のとおりとする。

また、各機能班等においては、それぞれ班長等を置き、当該班長等は、機能班等を総括するものとする。なお、不測の事態により班長等が参集できない場合等に備え、各機能班等においては、別に定めるところにより、班長等の代理を務める代理者をあらかじめ指名するものとする。

【別添1】

第3章 外部専門家要員

(略)

第4章 その他

第3節 各省庁における参集要員の代替確保

<p>・各省庁は、<u>不測の事態により参集できない場合に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を確保するとともにその代理順位を定めておくこととする。</u></p> <p>第4編 資料・各種様式 第1章 各種様式</p> <p style="text-align: right;">【別添2】</p>	<p>・各省庁は、<u>人員が不足する場合や対応が長期化した場合等に備えて、あらかじめ参集要員の代替要員を確保するとともにその代理順位を定めておくこととする。</u></p> <p>第4編 資料・各種様式 第1章 各種様式</p> <p style="text-align: right;">【別添2】</p>
--	---

※文中の図表は別添3参照

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

別添1

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府		政策統括官(原子力防災担当)	1. 官邸	0. 空欄	事務局長	ERCに移動	
規制庁		長官	1. 官邸	0. 空欄		ERCに移動	
規制庁		次長	1. 官邸	0. 空欄	事務局長代理		
内閣府		審議官	1. 官邸	0. 空欄	事務局長代理		
内閣官房	事態対処・危機管理担当	危機管理審議官	1. 官邸	0. 空欄	事務局次長		
内閣府	大臣官房	審議官(防災担当)	1. 官邸	0. 空欄	事務局次長		
規制庁	長官官房	審議官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随員	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	部長	1. 官邸	0. 空欄	長官随員	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部安全規制管理官(地震・津波審査担当)	安全規制管理官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随員	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随員	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	総括補佐	1. 官邸	0. 空欄	事務局長随員		
規制庁	長官官房法規部門	補佐級	1. 官邸	0. 空欄	長官随員	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(総括担当)	1. 官邸	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	連絡係		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	連絡担当		
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
規制庁	長官官房総務課		1. 官邸	1. 総括班	総括担当	ERCに移動	
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房	課長級	1. 官邸	3. 広報班	広報班長	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	支援T要望対応・広報企画班	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房会計部門	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部地震・津波審査部門	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房総務課国際室	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. 官邸	5. プラント班	プラント班長	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐級	1. 官邸	5. プラント班	プラント班長代理	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	総括担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房シビアアクシデント研究部門	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	プラント担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	資料担当	ERCに移動	

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	資料担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房監視情報課	企画官級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当		
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(地域防災・訓練担当)	1. 官邸	7. 住民安全班	住民安全班長 オフサイト総括	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	1. 官邸	8. 医療班	医療班長	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療班長代理	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	実動対処班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	実動対処班長代理 現地派遣担当	支援T住民支援班	
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	連絡調整担当	ERCに移動	

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
警察庁	警備局警備課	係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	警察庁担当		
警察庁	警備局警備課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	警察庁担当		
消防庁	予防課特殊災害室	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係員級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官付	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任 ※今後、引き続き、状況に応じて、適宜見直していく。
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. 官邸	9. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部研究炉等審査部門		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	長官官房総務課	課長	3. ERC	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班	
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法規部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房法規部門		3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	企画官級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
内閣府	政策統括官(防災担当)	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
経済産業省	大臣官房	原子力事故災害対処審議官	3. ERC	1. 総括班		支援T事務局長補佐	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
経済産業省	資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課	課長	3. ERC	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班調整1班長	



中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	貿易経済協力局	室長・企画官級	3. ERC	1. 総括班	総括班長補佐	支援T総括班調整1班長補佐	
経済産業省	貿易経済協力局	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	経済産業政策局	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当	支援T総括班	
経済産業省	経済産業政策局	課長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班調整2班長	
経済産業省	大臣官房	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	大臣官房	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
環境省	大臣官房環境計画課	室長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	地球環境局国際連携課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総務課	係員級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合政策課	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合政策課政策評価室	室長	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当長		
環境省	大臣官房環境経済課環境教育推進室	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房会計課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房秘書課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当	支援T総括班	
環境省	地球環境局低炭素社会推進室	係員級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	地球環境局総務課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
規制庁	長官官房参事官(会計担当)	参事官	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援班長		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	課長	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	原子力規制部	課長級	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	長官官房総務課広報室	企画官級	3. ERC	3. 広報班	広報班長		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課広報室		3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	連絡調整担当		
規制庁	長官官房総務課広報室		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部専門検査部門		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局自然環境計画課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大臣官房総合政策課環境研究技術室	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大臣官房総合政策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	地球環境局地球温暖化対策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局野生生物課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	企画官級	3. ERC	4. 国際班	国際班長		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
外務省	総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	課長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	課長	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室	企画官級	3. ERC	5. プラント班	プラント班長		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室	補佐級	3. ERC	5. プラント班	プラント班長代理		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	係長級	3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課事故対応処室		3. ERC	5. プラント班	総括担当		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部実用炉 審査部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部実用炉 監視部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部専門検査 部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部実用炉 監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	補佐級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部実用炉 監視部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	取りまとめ報担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部専門検査 部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	クロノロジー担当		
規制庁	原子力規制部地震・ 津波審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード 担当		
規制庁	原子力規制部地震・ 津波審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード 担当		
規制庁	長官官房総務課事故 対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部原子力 規制企画課		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	長官官房シビアアク シデント研究部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担 当		
規制庁	長官官房シビアアク シデント研究部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担 当		
規制庁	長官官房シビアアク シデント研究部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担 当		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	TV会議システム担当		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部研究炉等審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設等審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設等監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	長官官房核セキュリティ部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	長官官房	核物質・放射線総括審議官	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	課長	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	5. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
規制庁	長官官房放射線防護企画課		3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(班長)(非対本部等事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
規制庁	長官官房監視情報課	課長	3. ERC	6. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当		
規制庁	長官官房監視情報課 放射線環境対策室	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	記録担当		
規制庁	長官官房監視情報課		3. ERC	6. 放射線班	記録担当		
規制庁	長官官房監視情報課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	モニタリング計画担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	国会担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	国会担当		
経済産業省	資源エネルギー庁電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課	課長	3. ERC	6. 放射線班	放射線班長代理	支援T放射線班 班長代理	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	モニタリング計画調整担当	支援T放射線班	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
経済産業省	経済産業政策局	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	食品安全委員会事務局総務課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	



中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
消費者庁	消費者安全課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当		
消費者庁	消費者安全課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当		
厚生労働省	生活衛生・食品安全部監視安全課	課室長級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班 飲食物摂取・出荷制限T長	
農林水産省	大臣官房文書課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
農林水産省	大臣官房政策課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
農林水産省	農林水産技術会議事務局研究企画課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	水・大気環境局水環境課	課長	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班 放射性廃棄物等処理・除染T長	
環境省	水・大気環境局大気環境課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)	地域原子力防災推進官	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	副班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
規制庁	長官官房安全規制管理官(放射線規制担当)	安全規制管理官	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全班長代理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
規制庁	原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
経済産業省	産業技術環境局	課長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全班長代理	支援T住民支援班長	
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
気象庁	総務部企画課		3. ERC	7. 住民安全班			
環境省	自然環境局総務課動物愛護管理室	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	要望・物資調達担当業務	支援T要望対応・広報企画班	
経済産業省	貿易経済協力局	室長・企画官級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班長代理	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	経済産業政策局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業技術環境局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業技術環境局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	記録担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業技術環境局	室長・企画官級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当・一時立入準備	支援T住民支援班一時立入りT	

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	製造産業局	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務・サービスグループ	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	大臣官房	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	製造産業局	課長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班避難・住民支援T長	
経済産業省	製造産業局	室長・企画官級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班避難・住民支援T長代理	
経済産業省	中小企業庁	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	係員級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	地域経済産業グループ	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	課長級	3. ERC	7. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班長	
経済産業省	商務・サービスグループ	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	3. ERC	8. 医療班	医療班長		

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	(空欄)	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (傷病者・線量把握担当)		
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (安定ヨウ素剤等担当)		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (兼 健康管理・管理担当)	支援 T 医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	参事官(健康管理担当)	3. ERC	8. 医療班	医療班長代理	支援 T 医療班長	
文部科学省	研究振興局研究振興戦略官付	係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援 T 医療班	
文部科学省	高等教育局高等教育局医学教育課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援 T 医療班	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援 T 医療班	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援 T 医療班	
経済産業省	資源エネルギー庁	係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援 T 医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援 T 医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	医療班長代理	支援 T 医療班長代理	

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係員級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係長級	3. ERC	8. 医療班	記録担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援T医療班	
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課	係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援T医療班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	実動対処班長		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当	支援T要望対応・広報企画班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(防災担当)	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
警察庁	警備局	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	警察庁担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
総務省	総合通信基盤局総務課	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
国土交通省	水管理・国土保全局防災課災害対策室	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
海上保安庁	警備救難部救難課		3. ERC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
国土交通省	大臣官房参事官(運輸安全防災)	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	輸送調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	産業保安グループ	課長級	3. ERC	9. 実動対処班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班要望対応T長	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	産業保安グループ	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	要望・物資調達担当	支援T要望対応・広報企画班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)

中央における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	資源エネルギー庁資源・燃料部	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	物資調整担当	支援T要望対応・広報企画班	※大規模複合災害の場合には非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
経済産業省	産業保安グループ	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	物資調整担当	支援T要望対応・広報企画班	※大規模複合災害の場合には非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
農林水産省	食料産業局企画課等	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合には非対本部等事務局事案対処班を兼務(同事務局員と併任)
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(非対本部等事務局)に派遣(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に8号館(非対本部等事務局)に派遣(同事務局員と併任)

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	大臣官房	審議官(原子力防災担当)	1. OFC	0. 空欄	事務局長	
経済産業省	資源エネルギー庁	資源エネルギー政策統括調整官	1. OFC	0. 空欄	事務局次長・広報官	
内閣官房	事態対処・危機管理担当	内閣参事官	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
内閣府	政策統括官(防災担当)	企画官級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
消防庁	予防課特殊災害室	課室長級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
規制庁	原子力規制部実用炉監視部門	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	1. OFC	1. 総括班		
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	1. 総括班	記録担当	
経済産業省	地域経済産業グループ	課長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	経済産業政策局	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	産業技術環境局	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. OFC	1. 総括班	記録・資料担当	
規制庁	長官官房会計部門	企画官級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援班長	
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	2. 運営支援班		
環境省	地方環境事務所		1. OFC	2. 運営支援班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. OFC	2. 運営支援班	総括担当	
経済産業省	経済産業局/産業保安監督部		1. OFC	2. 運営支援班		
規制庁	長官官房総務課 広報室	補佐級	1. OFC	3. 広報班	広報班長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	広報班長代理	
規制庁	長官官房総務課 広報室	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	総括担当	
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	問い合わせ担当	



現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
経済産業省	貿易経済協力局	補佐級	1. OFC	3. 広報班	広報担当	
経済産業省	製造産業局	係長級	1. OFC	3. 広報班	広報担当	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. OFC	5. プラントチーム	プラントチーム長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐級	1. OFC	6. 放射線班	放射線班長	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. OFC	6. 放射線班	総括担当	
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	室長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当長	
環境省	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	補佐級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	係長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班長	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
環境省	自然環境局自然環境整備課	補佐級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
環境省	水・大気環境局総務課	係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	
経済産業省	貿易経済協力局	補佐級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当長	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
経済産業省	経済産業局/産業保安監督部		1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
経済産業省	産業技術環境局	係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
経済産業省	製造産業局	補佐級	1. OFC	7. 住民安全班	総括担当	
気象庁	各管区气象台総務部		1. OFC	7. 住民安全班		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	1. OFC	8. 医療班	医療班長	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	長官官房放射線防護企画課		1. OFC	8. 医療班	安定ヨウ素剤担当	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	健康調査・管理担当	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	8. 医療班		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	8. 医療班		
文部科学省	高等教育局医学教育課／科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究室	補佐級	1. OFC	8. 医療班	総括担当	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課等	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	総括担当	※状況に応じて厚生科学課、医政局地域医療計画課、安全衛生部労働衛生課、地方支分部局等から派遣する。
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	原子力防災訓練推進官	1. OFC	9. 実動対処班	実動対処班長	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	総括担当	
警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	警察庁担当	
警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	警察庁担当	
消防庁	予防課特殊災害室	係長・係員級	1. OFC	9. 実動対処班	消防庁担当	
国土交通省	地方整備局等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
国土交通省	地方運輸局等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	9. 実動対処班	海上保安庁担当	
防衛省	統合幕僚監部参事官付	係長級	1. OFC	9. 実動対処班	自衛隊担当	
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. OFC	9. 実動対処班	自衛隊担当	
規制庁	長官官房監視情報課	放射線環境対策室長	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長	
規制庁	長官官房監視情報課	地方放射線モニタリング対策官	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	長官官房監視情報課	地方放射線モニタリング対策官	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	長官官房監視情報課放射線環境対策室	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	情報収集管理担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	測定分析担当	
環境省	水・大気環境局 土壌環境課地下水・地盤環境室	補佐級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	モニタリング担当	
規制庁	長官官房	審議官級	3. 即応センター	0. 空欄		

現地における各拠点の体制(経済産業省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	長官官房シビア アクシデント研 究部門	安全技術管理官	3. 即応セン ター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事 案対策室	企画官級	3. 即応セン ター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事 案対策室	補佐・係長級	3. 即応セン ター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部専 門検査部門	補佐・係長級	3. 即応セン ター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部核 燃料施設審査部 門	安全規制管理官	5. 原子力事 業所災害対策 支援拠点	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部核 燃料施設審査部 門	補佐・係長級	5. 原子力事 業所災害対策 支援拠点	0. 空欄		
内閣府	政策統括官(原 子力防災担当) 付	補佐級	6. 道府県災 害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	
内閣府	政策統括官(原 子力防災担当) 付	係長級	6. 道府県災 害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場 合は非対現地本部等に 派遣
規制庁	長官官房核セ キュリティ部門	補佐・係長級	6. 道府県災 害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場 合は非対現地本部等に 派遣
経済産業省	資源エネルギー 庁電力・ガス事 業部	補佐級	6. 道府県災 害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府		政策統括官(原子力防災担当)	1. 官邸	0. 空欄	事務局長	ERCに移動	
規制庁		長官	1. 官邸	0. 空欄		ERCに移動	
規制庁		次長	1. 官邸	0. 空欄	事務局長代理		
内閣府		審議官	1. 官邸	0. 空欄	事務局長代理		
内閣官房	事態対処・危機管理担当	危機管理審議官	1. 官邸	0. なし	事務局次長	官邸	
内閣府	大臣官房	審議官(防災担当)	1. 官邸	0. 空欄	事務局次長		
規制庁	長官官房	審議官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	部長	1. 官邸	0. 空欄	長官随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部安全規制管理官(地震・津波審査担当)	安全規制管理官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随行	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	安全規制管理官	1. 官邸	0. 空欄	委員長随行	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	総括補佐	1. 官邸	0. 空欄	事務局長随行		
規制庁	長官官房法規部門	補佐級	1. 官邸	0. 空欄	長官随行	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(総括担当)	1. 官邸	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	企画官級	1. 官邸	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	本部ロジ	支援T総括班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	連絡係		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	連絡担当		
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. 官邸	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	
規制庁	長官官房総務課		1. 官邸	1. 総括班	総括担当	ERCに移動	
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房	課長級	1. 官邸	3. 広報班	広報班長	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	支援T要望対応・広報企画班	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房会計部門	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部地震・津波審査部門	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房総務課国際室	係長級	1. 官邸	3. 広報班	広報担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. 官邸	5. プラント班	プラント班長	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐級	1. 官邸	5. プラント班	プラント班長代理	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	総括担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房シビアアクシデント研究部門	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	プラント担当	ERCに移動	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	資料担当	ERCに移動	

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. 官邸	5. プラント班	資料担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房監視情報課	企画官級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当		
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. 官邸	6. 放射線班	放射線担当	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	参事官(地域防災・訓練担当)	1. 官邸	7. 住民安全班	住民安全班長 オフサイト総括	ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班	総括担当	支援T住民支援班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	7. 住民安全班		支援T住民支援班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	1. 官邸	8. 医療班	医療班長	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療班長代理	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当	ERCに移動	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. 官邸	8. 医療班	医療担当		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	実動対処班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	実動対処班長代理 現地派遣担当	支援T住民支援班	
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	連絡調整担当	ERCに移動	



中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
警察庁	警備局警備課	係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	警察庁担当		
警察庁	警備局警備課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	警察庁担当		
消防庁	予防課特殊災害室	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係員級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
消防庁	予防課特殊災害室	係長級	1. 官邸	9. 実動対処班	消防庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
海上保安庁	警備救難部環境防災課	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	海上保安庁担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
防衛省	統合幕僚監部参事官付	補佐級	1. 官邸	9. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任 ※今後、引き続き、状況に応じて、適宜見直していく。
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. 官邸	9. 実動対処班	自衛隊担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣官房	事態対処・危機管理担当		1. 官邸	9. 実動対処班	物資・輸送活動調整担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局員と併任
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部 原子力規制企画課	補佐級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン		ERCに移動	
規制庁	原子力規制部 原子力規制企画課	係長級	2. 危機管理センターリエゾン	11. 危機管理センターリエゾン			

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門		2. 危機管理センターリエゾン	1. 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部研究炉等審査部門		2. 危機管理センターリエゾン	1. 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	原子力規制部		2. 危機管理センターリエゾン	1. 1. 危機管理センターリエゾン			
規制庁	長官官房総務課	課長	3. ERC	1. 総括班	総括班長		
規制庁	長官官房総務課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括班長代理	支援T総括班	
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房法規部門	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房法規部門		3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	記録担当		
規制庁	長官官房総務課法務調査室	企画官級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体担当		
内閣府	政策統括官(防災担当)	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当		
文部科学省	研究開発局原子力課放射性廃棄物企画室	室長	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T住民総括担当長	
文部科学省	科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究室		3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班	

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
環境省	大臣官房環境計画課	室長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	地球環境局国際連携課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総務課	係員級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合政策課	係長級	3. ERC	1. 総括班	総括担当	支援T総括班制度・予算担当	
環境省	大臣官房総合政策課政策評価室	室長	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当長		
環境省	大臣官房環境経済課環境教育推進室	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房会計課	補佐級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	大臣官房秘書課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当	支援T総括班	
環境省	地球環境局低炭素社会推進室	係員級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
環境省	地球環境局総務課	係長級	3. ERC	1. 総括班	国会・自治体対応担当		
規制庁	長官官房参事官(会計担当)	参事官	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援班長		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	補佐・係長級	3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房会計部門		3. ERC	2. 運営支援班	運営支援担当		
規制庁	長官官房人事課	課長	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	原子力規制部	課長級	3. ERC	3. 広報班	広報官		
規制庁	長官官房総務課 広報室	企画官級	3. ERC	3. 広報班	広報班長		
規制庁	長官官房総務課 広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課 広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課 広報室		3. ERC	3. 広報班	総括担当		
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	連絡調整担当		
規制庁	長官官房総務課 広報室		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部 原子力規制企画課	係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部専門検査部門		3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	3. 広報班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局自然環境計画課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大臣官房総合政策課環境研究技術室	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	大臣官房総合政策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
環境省	地球環境局地球温暖化対策課	係員級	3. ERC	3. 広報班	会見室準備担当		
環境省	自然環境局野生生物課	係員級	3. ERC	3. 広報班	情報発信担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	企画官級	3. ERC	4. 国際班	国際班長		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	国際班長代理		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		
規制庁	長官官房総務課国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	ERC連絡業務担当		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課 国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課 国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課 国際室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課 国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房総務課 国際室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室		3. ERC	4. 国際班	実務担当		
外務省	総合外交政策局 軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室	補佐・係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	課長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	補佐級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係長級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
経済産業省	通商政策局	係員級	3. ERC	4. 国際班	実務担当		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	長官官房	審議官級	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	課長	3. ERC	5. オンサイト総括	オンサイト総括		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房総務課 事故対処室	企画官級	3. ERC	5. プラント 班	プラント班長		
規制庁	長官官房総務課 事故対処室	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	プラント班長代 理		
規制庁	原子力規制部実 用炉審査部門	係長級	3. ERC	5. プラント 班	総括担当		
規制庁	原子力規制部実 用炉審査部門	係長級	3. ERC	5. プラント 班	総括担当		
規制庁	長官官房総務課 事故対処室		3. ERC	5. プラント 班	総括担当		
規制庁	原子力規制部原 子力規制企画課	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部実 用炉審査部門	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部実 用炉監視部門	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部専 門検査部門	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課 事故対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	原子力規制部実 用炉監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	情報収集担当		
規制庁	長官官房総務課 事故対処室	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	取りまとめ報担 当		
規制庁	原子力規制部実 用炉監視部門	補佐級	3. ERC	5. プラント 班	取りまとめ報担 当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部専 門検査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	クロノロジー担 当		
規制庁	原子力規制部地 震・津波審査部 門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント 班	ホワイトボード 担当		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	原子力規制部地震・津波審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	ホワイトボード担当		
規制庁	長官官房総務課事故対処室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課		3. ERC	5. プラント班	資料配布担当		
規制庁	長官官房シビアアクシデント研究部門	補佐級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	長官官房シビアアクシデント研究部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	長官官房シビアアクシデント研究部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	事故進展予測担当		
規制庁	長官官房総務課情報システム室	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	TV会議システム担当		
規制庁	原子力規制部原子力規制企画課	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部研究炉等審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設等審査部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部実用炉監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設等監視部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	長官官房核セキュリティ部門	補佐・係長級	3. ERC	5. プラント班	資料作成担当		
規制庁	長官官房	核物質・放射線総括審議官	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		



中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
規制庁	長官官房放射線防護企画課	課長	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	5. オフサイト総括	オフサイト総括		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
規制庁	長官官房放射線防護企画課		3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(班長)(非対本部等事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	3. ERC	5. 5. オフサイト総括	オフサイト総括		※大規模複合災害の場合は複合災害調整班(非対本部等事務局員を併任)を兼務
規制庁	長官官房監視情報課	課長	3. ERC	6. 放射線班	放射線班長	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当		
規制庁	長官官房監視情報課放射線環境対策室	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	記録担当		
規制庁	長官官房監視情報課		3. ERC	6. 放射線班	記録担当		
規制庁	長官官房監視情報課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	モニタリング計画担当		
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	国会担当	支援T放射線班	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	3. ERC	6. 放射線班	国会担当		

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	食品安全委員会事務局総務課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
消費者庁	消費者安全課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当		
消費者庁	消費者安全課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当		
厚生労働省	生活衛生・食品安全部監視安全課	課室長級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班 飲食物摂取・出荷制限T長	
農林水産省	大臣官房文書課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	摂取・出荷制限担当	支援T放射線班	
農林水産省	大臣官房政策課	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
農林水産省	農林水産技術会議事務局研究企画課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	水・大気環境局水環境課	課長	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班 放射性廃棄物等処理・除染T長	
環境省	水・大気環境局大気環境課	係員級	3. ERC	6. 放射線班	総括担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	補佐級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	係長級	3. ERC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	支援T放射線班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)	地域原子力防災推進官	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	副班長		
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級・係長級	3. ERC	7. 住民安全班			
規制庁	長官官房安全規制管理官(放射線規制担当)	安全規制管理官	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全班長代理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
規制庁	原子力規制部 原子力規制企画課 火災対策室	補佐・係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当		
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	避難・輸送担当	支援T住民支援班	
気象庁	総務部企画課		3. ERC	7. 住民安全班			
環境省	自然環境局総務課動物愛護管理室	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	支援・要望担当	支援T要望対応・広報企画班	
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T避難・住民支援チーム長	
文部科学省	研究振興局学術機関課	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	経済産業政策局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	貿易経済協力局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業技術環境局	補佐級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	商務情報政策局	課長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班要望対応・広報企画班長	
経済産業省	製造産業局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
経済産業省	商務情報政策局	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	中小企業庁	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	産業保安グループ	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
経済産業省	資源エネルギー庁	係長級	3. ERC	7. 住民安全班	住民安全担当	支援T住民支援班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	3. ERC	8. 医療班	医療班長		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線防護企画課	(空欄)	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (傷病者・線量把握担当)		
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (安定ヨウ素剤等担当)		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理 (兼 健康管理・管理担当)	支援T医療班	
規制庁	長官官房放射線防護企画課保障措置室	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	事務・情報整理		
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	参事官(健康管理担当)	3. ERC	8. 医療班	医療班長代理	支援T医療班長	
文部科学省	研究振興局研究振興戦略官付	係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当	支援T医療班	

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
文部科学省	高等教育局医学教育課	補佐級	3. ERC	8. 医療班		被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		支援T医療班
厚生労働省	大臣官房厚生科学課	補佐級	3. ERC	8. 医療班		被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	医療班長代理		支援T医療班長代理
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係員級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	係長級	3. ERC	8. 医療班	記録担当		支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	補佐級	3. ERC	8. 医療班		被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		支援T医療班
環境省	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課	係長級	3. ERC	8. 医療班	総括担当		支援T医療班
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	実動対処班長		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当	支援T要望対応・広報企画班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	総括担当		※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	3. ERC	9. 実動対処班	警察庁担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)
総務省	総合通信基盤局総務課	補佐級	3. ERC	9. 実動対処班	物資調整担当	支援T住民支援班	※大規模複合災害の場合は非対本部等事務局事案対処部門を兼務(同事務局員と併任)

中央における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	フェーズ2以降の役割 (フェーズ1と異なる場合記載)	備考
国土交通省	水管理・国土保 全局防災課災害 対策室	補佐級	3. ERC	9. 実動対処 班	避難・輸送担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 部門を兼務(同事務局員と 併任)
海上保安庁	警備救難部救難 課		3. ERC	9. 実動対処 班	住民避難・輸送 担当		※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 部門を兼務(同事務局員と 併任)
国土交通省	大臣官房参事官 (運輸安全防 災)付	補佐級	3. ERC	9. 実動対処 班	輸送調整担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 班を兼務(同事務局員と併 任)
経済産業省	産業保安グルー プ	課長級	3. ERC	9. 実動対処 班	要望・物資調達 担当長	支援T要望対 応・広報企画 班要望対応 チーム長	※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 部門を兼務(同事務局員と 併任)
内閣府	政策統括官(防 災担当)	補佐級	3. ERC	9. 実動対処 班	総括担当		※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 班を兼務(同事務局員と併 任)
農林水産省	食料産業局企画 課等	補佐級	3. ERC	9. 実動対処 班	物資調整担当	支援T住民支 援班	※大規模複合災害の場合は 非対本部等事務局事案対処 班を兼務(同事務局員と併 任)
内閣府	政策統括官(原 子力防災担当) 付	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に 8号館(非対本部等事務 局)に派遣(同事務局員と 併任)
規制庁	原子力規制部原 子力規制企画課	補佐級	5. 8号館	0. 空欄	8号館リエゾン		※大規模複合災害の場合に 8号館(非対本部等事務 局)に派遣(同事務局員と 併任)

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	大臣官房	審議官(原子力防災担当)	1. OFC	0. 空欄	事務局長	
文部科学省	大臣官房	審議官	1. OFC	0. 空欄	事務局次長	
内閣官房	事態対処・危機管理担当	内閣参事官	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
内閣府	政策統括官(防災担当)	企画官級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
消防庁	予防課特殊災害室	課室長級	1. OFC	1. 総括班	事務局次長	
規制庁	原子力規制部実用炉監視部門	企画官級	1. OFC	1. 総括班	総括班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐級	1. OFC	1. 総括班		
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	係長級	1. OFC	1. 総括班	総括担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	1. 総括班	記録担当	
文部科学省	研究開発局原子力課立地地域対策室	室長	1. OFC	1. 総括班	総括班長代理	
環境省	地方環境事務所		1. OFC	1. 総括班	記録・資料担当	
規制庁	長官官房会計部門	企画官級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援班長	
規制庁	長官官房総務課	補佐・係長級	1. OFC	2. 運営支援班	運営支援担当	

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	2. 運営支援班		
環境省	地方環境事務所		1. OFC	2. 運営支援班	総括担当	
環境省	地方環境事務所		1. OFC	2. 運営支援班	総括担当	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐級	1. OFC	3. 広報班	広報班長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	広報班長代理	
規制庁	長官官房総務課広報室	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	総括担当	
規制庁	長官官房技術基盤課	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. OFC	3. 広報班	問い合わせ担当	
規制庁	原子力規制部	企画官級	1. OFC	5. プラントチーム	プラントチーム長	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	原子力規制部	補佐・係長級	1. OFC	5. プラントチーム	プラント担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐級	1. OFC	6. 放射線班	放射線班長	



現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	1. OFC	6. 放射線班	総括担当	
規制庁	原子力規制部核燃料施設審査部門	補佐・係長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	室長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当長	
環境省	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	補佐級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
環境省	水・大気環境局自動車環境対策課	係長級	1. OFC	6. 放射線班	放射性物質汚染対策担当	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	地域原子力防災推進官	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班長	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民安全班	
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	補佐・係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
文部科学省	研究開発局原子力課	補佐級	1. OFC	7. 住民安全班	総括担当	
環境省	自然環境局自然環境整備課	補佐級	1. OFC	7. 住民安全班	住民支援・要望対応担当	
環境省	水・大気環境局総務課	係長級	1. OFC	7. 住民安全班	住民避難・輸送担当	
気象庁	各管区气象台総務部		1. OFC	7. 住民安全班		

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
規制庁	長官官房放射線防護企画課	企画官級	1. OFC	8. 医療班	医療班長	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	被ばく医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当	
規制庁	長官官房放射線防護企画課		1. OFC	8. 医療班	安定ヨウ素剤担当	
規制庁	長官官房放射線規制部門	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	健康調査・管理担当	
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	8. 医療班		
環境省	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	補佐級	1. OFC	8. 医療班		
文部科学省	高等教育局医学教育課／科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究室	補佐級	1. OFC	8. 医療班	総括担当	
厚生労働省	大臣官房厚生科学課等	補佐・係長級	1. OFC	8. 医療班	総括担当	※状況に応じて厚生科学課、医政局地域医療計画課、安全衛生部労働衛生課、地方支分部局等から派遣する。
内閣府	政策統括官(原子力防災担当)付	原子力防災訓練推進官	1. OFC	9. 実動対処班	実動対処班長	
規制庁	長官官房放射線防護企画課	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	総括担当	
警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	警察庁担当	
警察庁	警察庁対策本部	補佐・係長級	1. OFC	9. 実動対処班	警察庁担当	
消防庁	予防課特殊災害室	係長・係員級	1. OFC	9. 実動対処班	消防庁担当	

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
国土交通省	地方運輸局等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
国土交通省	地方整備局等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	9. 実動対処班	海上保安庁担当	
海上保安庁	各管区海上保安本部等		1. OFC	9. 実動対処班	住民避難・輸送担当	
防衛省	統合幕僚監部参事官付	係長級	1. OFC	9. 実動対処班	自衛隊担当	
防衛省	統合幕僚監部運用部		1. OFC	9. 実動対処班	自衛隊担当	
規制庁	長官官房監視情報課	放射線環境対策室長	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長	
規制庁	長官官房監視情報課	地方放射線モニタリング対策官	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	長官官房監視情報課	地方放射線モニタリング対策官	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	センター長代理	
規制庁	長官官房監視情報課放射線環境対策室	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	企画調整担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	情報収集管理担当	
規制庁	長官官房監視情報課	補佐・係長級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	測定分析担当	

現地における各拠点の体制(文部科学省所管施設の場合)

省庁名	所属	役職	主たる執務場所	班区分	担当区分	備考
環境省	水・大気環境局 土壌環境課地下水・地盤環境室	補佐級	2. 緊急時モニタリングセンター	0. 空欄	モニタリング担当	
規制庁	長官官房	審議官級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房シビア アクシデント研究部門	安全技術管理官	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事 案対策室	企画官級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	長官官房緊急事 案対策室	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部専 門検査部門	補佐・係長級	3. 即応センター	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部核 燃料施設審査部 門	安全規制管理官	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
規制庁	原子力規制部核 燃料施設審査部 門	補佐・係長級	5. 原子力事業所災害対策支援拠点	0. 空欄		
内閣府	政策統括官(原 子力防災担当) 付	補佐級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	
内閣府	政策統括官(原 子力防災担当) 付	係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は非対現地本部等に派遣
規制庁	長官官房核セ キュリティ部門	補佐・係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	※大規模複合災害の場合は非対現地本部等に派遣
文部科学省	研究開発局原子 力課	係長級	6. 道府県災害対策本部	0. 空欄	道府県リエゾン	

## 第4編 資料・各種様式

### 第1章 各種様式

## 第 1 節 警戒事態

※ 最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて地方公共団体)

\_\_\_\_\_ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇〇（例：××を震源とする地震）は、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当すると判断したことからため、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう下記のとおり要請する。

記

—(例)—

- ~~〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZに該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。~~
- ~~PAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者は避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。~~
- ~~PAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。~~
- ~~PAZ及びUPZに該当する〇〇県及び◇◇県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。~~

※ 最初に警戒事態に該当する地震等の自然災害が発生した後に、警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)

殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において、原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・〇〇道府県及び◇◇道府県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。



※ 最初から警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて)  
\_\_\_\_\_ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部長

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所〇号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZに該当する〇〇道府県、◇◇道府県、××市町村及び△△市町村は、連絡体制の確立等の必要な体制をとること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備を実施すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は屋内退避の準備を実施すること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZの住民であって施設敷地緊急事態要避難者に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・ 〇〇道府県及び◇◇道府県は、原子力規制委員会による緊急時モニタリングセンターの立ち上げの準備に協力するとともに、緊急時モニタリングの準備を実施すること。
- ・ 〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所のPAZ及びUPZの住民、一時滞在者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

## 第 2 節 施設敷地緊急事態

要請案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(PAZ及びUPZ内の道府県・市町村の長あて地方公共団体)

\_\_\_\_\_ 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

〇〇電力株式会社から〇〇原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受けたので、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

(例)

- ・ 〇〇原子力発電所のPAZに該当する市町村の住民であって施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅等すること。当該地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。当該地域の住民（ただし、施設敷地緊急事態要避難者を除く。）は、避難準備を実施すること。
- ・ PAZの地方公共団体は、PAZに該当する市町村の住民に対する安定ヨウ素剤の配布準備を行うこと。
- ・ UPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者は帰宅等すること。
- ・ PAZ及びUPZに該当する市町村の住民、一時滞行者、その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

### 第3節 全面緊急事態（フェーズ1）

指 示 案

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

(P A Z 及び U P Z 内の道府県・市町村の長あて地方公共団体)

\_\_\_\_\_ 殿

内閣総理大臣 名

〇〇電力株式会社〇〇原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

(例)

- ・ 〇〇原子力発電所の P A Z に該当する市町村の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け、服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施すること。
- ・ U P Z に該当する□□市町村の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- ・ P A Z 及び U P Z に該当する△△市町村の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(案)

〇〇発電所事故に係る原子力緊急事態宣言

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇〇（事業所名※）において、（事象の発生状況を記載。（例）原子炉冷却材の漏えいが発生し、非常用の炉心冷却装置による注水を行っていたところ、その後、〇時〇分、全ての非常用の炉心冷却装置による注水機能が喪失した）ため、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する事象が発生した。

このため、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(例)

現在、敷地外への放射性物質の漏えいは認められない。

しかしながら、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるとの観点から、放射性物質の放出前の今の時点から、避難、屋内退避などの対策を実施する。

具体的には、

- ① 〇〇〇（事業所名）からおおむね概ね5 km圏の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難を実施する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避を実施する。
- ② 〇〇〇（事業所名）からおおむね概ね5 kmから30 km圏の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施する。
- ③ これら地域の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意する。

政府としては、この後、直ちに原子力災害対策本部を官邸に、現地対策本部をオフサイトセンターに設置し、関係府省庁・関係機関が一体となって、事態の早急な収束と、国民の皆様の安全確保を最優先に、全力で対処していく。

また、事態の推移について迅速に情報提供を行う。国民の皆様は、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報に注意していただきたい。

（放射性物質の放出見込みについて言及）については、十分な時間的余裕があるので、国や自治体の指示に従い、落ち着いて行動していただきたい。

※輸送の場合は、「陸上輸送の場合、「〇〇県〇〇市〇〇町〇〇」等、  
海上輸送の場合、「〇〇県〇〇灯台から〇度〇海里のところ」等、  
航空輸送の場合、「〇〇県〇〇市の〇〇、〇〇キロメートルのところ」等

とする。

指示案

〇〇〇〇〇〇第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(UPZの道府県・市町村の長あて地方公共団体)

\_\_\_\_\_ 殿

原子力災害対策本部長 名

で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

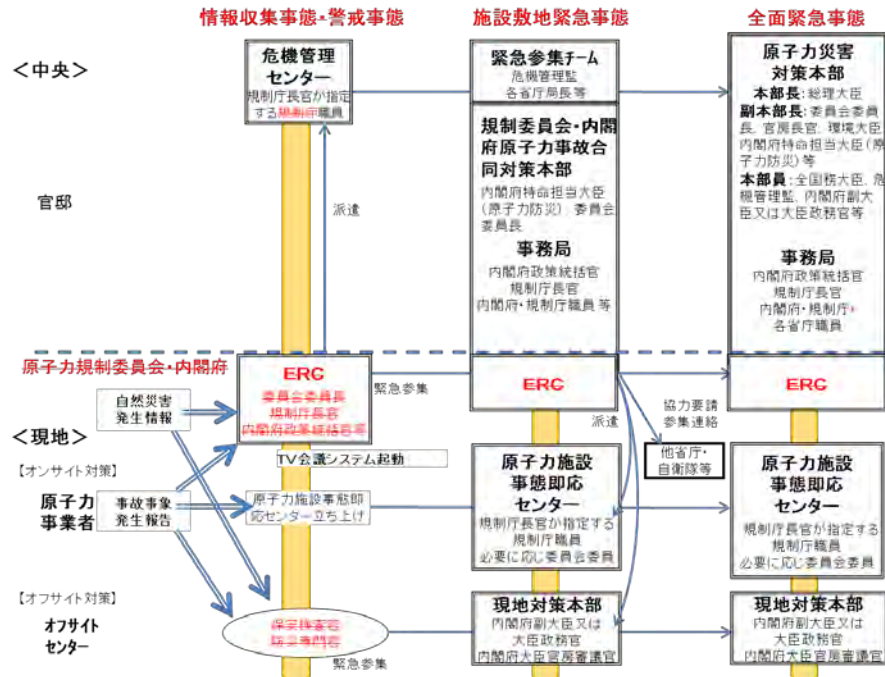
(例)

- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は避難すること。
- ・〇〇原子力発電所からUPZ圏内の住民は一週間程度内に一時移転すること。

修正前

(図 全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行)

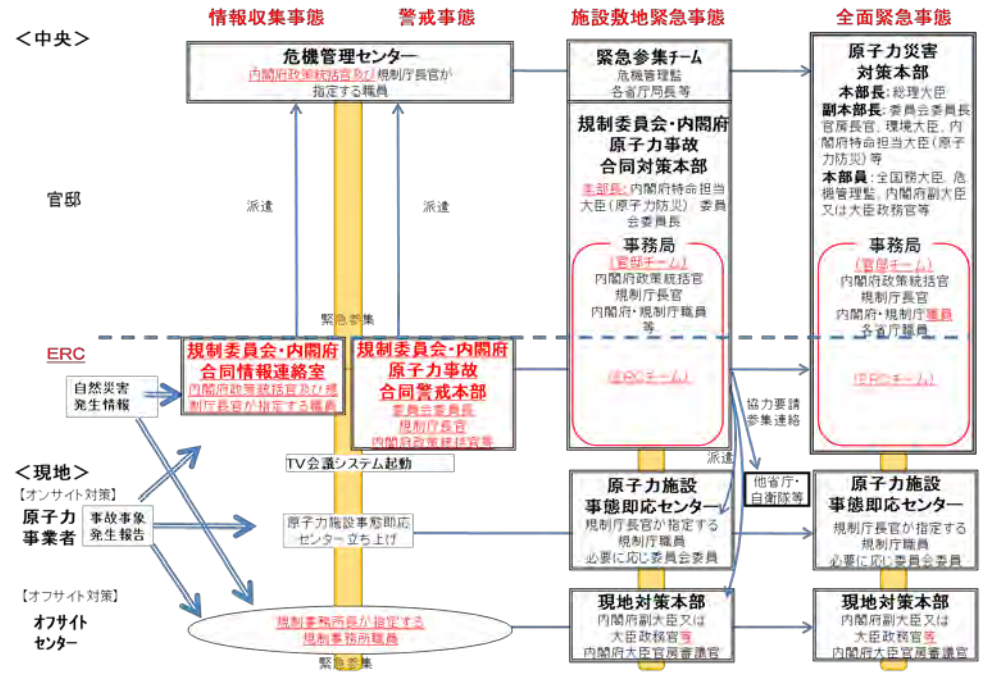
全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行



修正後

(図 全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行)

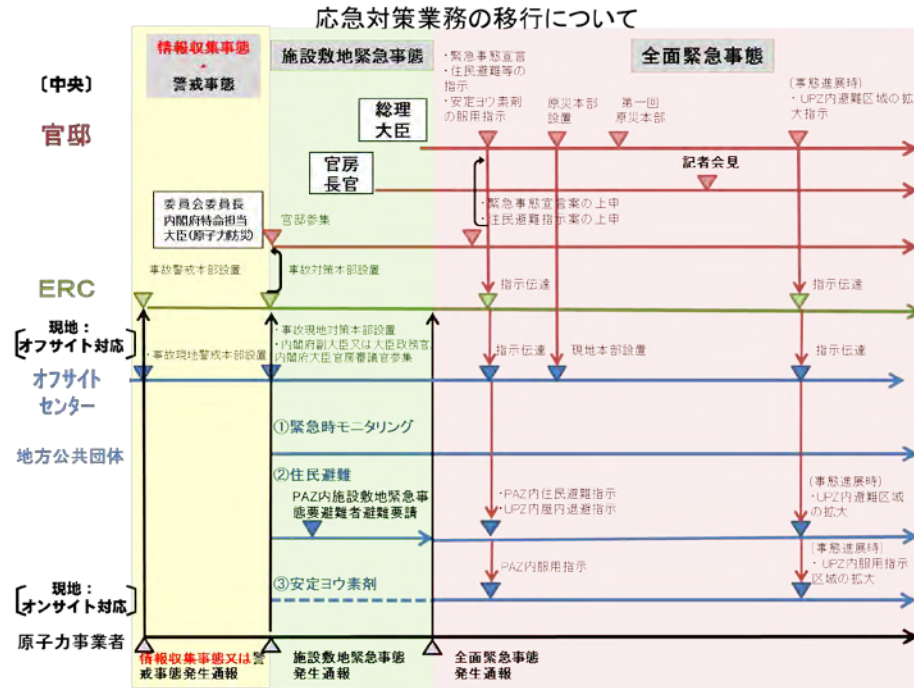
全面緊急事態に至るまでの危機管理体制の移行





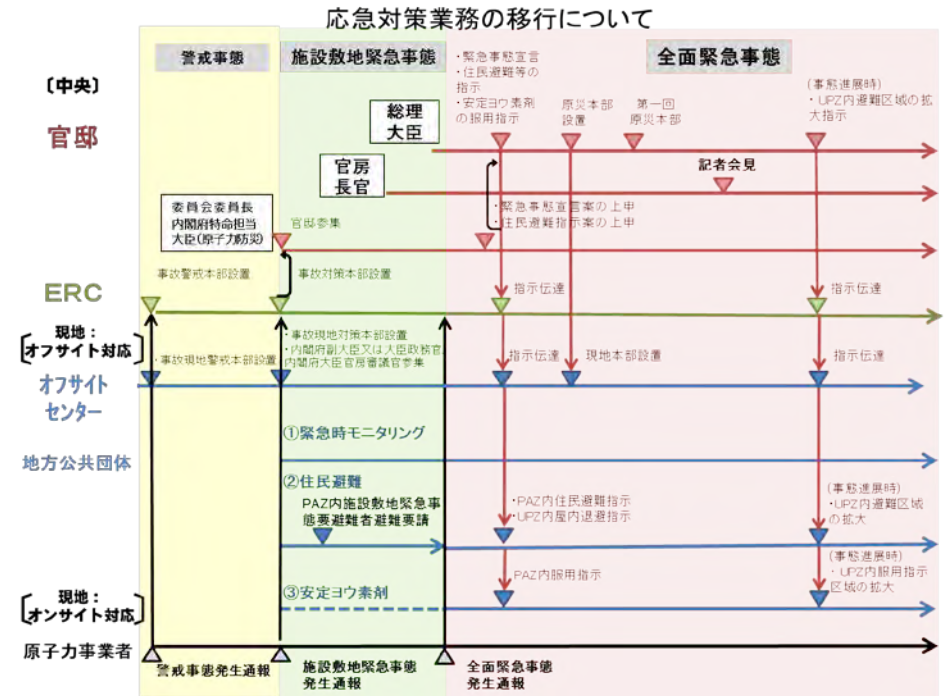
修正前

(図 応急対策業務の移行について)



修正後

(図 応急対策業務の移行について)





修正前

(図 全面緊急事態に係る初動対応の役割分担)

＜中央＞		
政府の拠点・委員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
<b>1-1. 官邸</b> 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、委員会委員長、原子力利用省庁大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、規制庁長官、機能部長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長官、危機管理監、各省局長級		
<b>＜応急対策の対処方針決定＞</b> ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。		
<input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る命令 (例：パワの発動) → 委員会 <input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理大臣	<input type="checkbox"/> 周辺住民の防護措置に係る指示 (例：避難勧告の発令、自治体首長への指示) → 総理大臣 <small>※ 避難等の指示に当たっては関係省庁の事務的調整</small>	
<b>1-2. 規制庁 (ERC)</b> 【原災本部事務局】 規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府政策統括官が指定する内閣府職員各機能班		
<b>＜中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス＞</b> ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オフサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・委員参集まで一歩の機能を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例：PA2避難実施)		
<input type="checkbox"/> プラント情報の情報収集・分析 (例：ERSS) <input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見越えた支援策の企画立案	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 <input type="checkbox"/> 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例：被災者への救援物資調達)	
<b>＜現場＞</b>		
<b>2-1. 原子力事業所</b> ・ 緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 → 各対策拠点		
<b>＜事故収束対応の最前線＞</b> <input type="checkbox"/> 規制庁は法規法に基づき現場の情報収集・応急措置の監督 <input type="checkbox"/> 事業者の事故収束活動の支援等		
<b>2-2. 事態即応センター</b> 規制庁長官が指定する規制庁職員、必要に応じて委員会委員 等		
<b>＜事業者との現地調整拠点＞</b> <input type="checkbox"/> 委員会指示等の執行の監督 <small>※ 委員会からの指示の事案によっては関係省庁の指示に基づき指示を要し</small> <input type="checkbox"/> 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 <input type="checkbox"/> オフサイト対策の支援に係る連絡調整		
<b>3. オフサイトセンター</b> (現地対策本部、合同対策協議会) 内閣府副大臣又は大臣政務官、内閣府審議官等		
<b>＜住民防護・支援の最前線＞</b> <b>＜自治体との現地調整拠点＞</b> <input type="checkbox"/> 原災本部長指示、各種対策の実施 <input type="checkbox"/> オフサイト対策の支援に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> 自治体との具体的な対策の検討・調整 (例：避難勧告の発令、輸送支援等)		
<b>4. 緊急時モニタリングセンター</b> 放射線環境対策部長、地方放射線モニタリング対策官		
<b>＜緊急時モニタリングの最前線＞</b> <input type="checkbox"/> 現地における緊急時モニタリングの実施等		

修正後

(図 全面緊急事態に係る初動対応の役割分担)

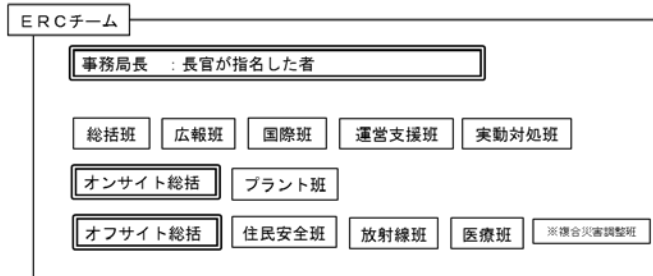
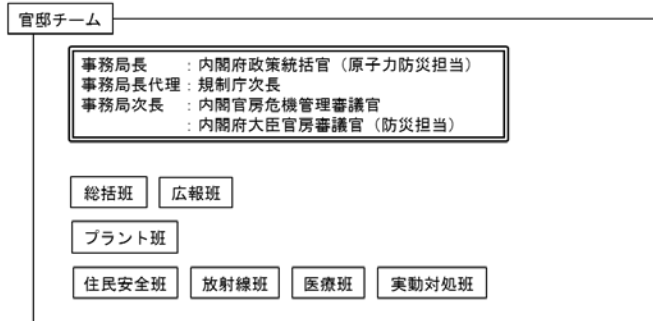
＜中央＞		
政府の拠点・委員	原子力事業所の事故収束 (オンサイト対策)	周辺住民の放射線防護 (オフサイト対策)
<b>1-1. 官邸</b> 【原災本部】 総理大臣、官房長官、 環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、委員会委員長、原子力利用省庁大臣等 【同事務局】 内閣府政策統括官、規制庁長官、機能部長等 【関係局長等会議等】 内閣府政策統括官、規制庁長官、危機管理監、各省局長級		
<b>＜応急対策の対処方針決定＞</b> ・ 原災本部長等の意思決定、官邸と各拠点との連絡を内閣府政策統括官等が補佐。輸送支援や実動組織派遣等の総合調整は関係局長等会議を活用。 ・ 各拠点とのテレビ会議システム、ERSS等も接続し、官邸の情報集約を強化。		
<input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る命令 (例：パワの発動) → 委員会 <input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る支援確保 → 総理大臣	<input type="checkbox"/> 周辺住民の防護措置に係る指示 (例：避難勧告の発令、自治体首長への指示) → 総理大臣 <small>※ 避難等の指示に当たっては関係省庁の事務的調整</small>	
<b>1-2. 規制庁 (ERC)</b> 【原災本部事務局】 規制庁長官が指定する規制庁職員、内閣府政策統括官が指定する内閣府職員各機能班		
<b>＜中央(官邸)と現地(各拠点)を支えるバックオフィス＞</b> ・ 官邸の意思決定を支える情報分析、現地の対応状況のフォローアップ。 ・ オフサイト、オフサイトの各現地拠点への幹部派遣・委員参集まで一歩の機能を要する間、現地対応をバックアップ。特に自治体との連絡調整。(例：PA2避難実施)		
<input type="checkbox"/> プラント情報の情報収集・分析 (例：ERSS) <input type="checkbox"/> 事業者の応急措置に係る中期的な事態進展を見越えた支援策の企画立案	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング結果の情報収集・分析 <input type="checkbox"/> 現地対応に必要な関係省庁間調整 (例：被災者への救援物資調達)	
<b>＜現場＞</b>		
<b>2-1. 原子力事業所</b> ・ 緊急時対策所 原子力規制事務所長 等 → 各対策拠点		
<b>＜事故収束対応の最前線＞</b> <input type="checkbox"/> 規制庁は法規法に基づき現場の情報収集・応急措置の監督 <input type="checkbox"/> 事業者の事故収束活動の支援等		
<b>2-2. 事態即応センター</b> 規制庁長官が指定する規制庁職員、必要に応じて委員会委員 等		
<b>＜事業者との現地調整拠点＞</b> <input type="checkbox"/> 委員会指示等の執行の監督 <small>※ 委員会からの指示の事案によっては関係省庁の指示に基づき指示を要し</small> <input type="checkbox"/> 事業者の経営判断に係る応急措置の重要な意思決定事項の連絡調整 <input type="checkbox"/> オフサイト対策の支援に係る連絡調整		
<b>3. オフサイトセンター</b> (現地対策本部、合同対策協議会) 内閣府副大臣又は大臣政務官、内閣府審議官等		
<b>＜住民防護・支援の最前線＞</b> <b>＜自治体との現地調整拠点＞</b> <input type="checkbox"/> 原災本部長指示、各種対策の実施 <input type="checkbox"/> オフサイト対策の支援に係る連絡調整 <input type="checkbox"/> 自治体との具体的な対策の検討・調整 (例：避難勧告の発令、輸送支援等)		
<b>4. 緊急時モニタリングセンター</b> 放射線環境対策部長、 <b>上級放射線防護官</b>		
<b>＜緊急時モニタリングの最前線＞</b> <input type="checkbox"/> 現地における緊急時モニタリングの実施等		



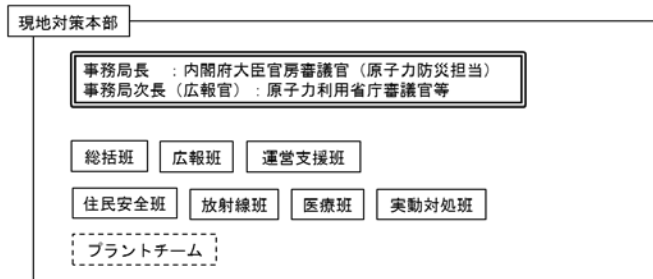
修正前

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応)



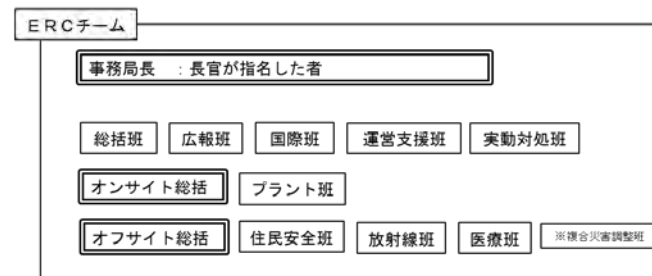
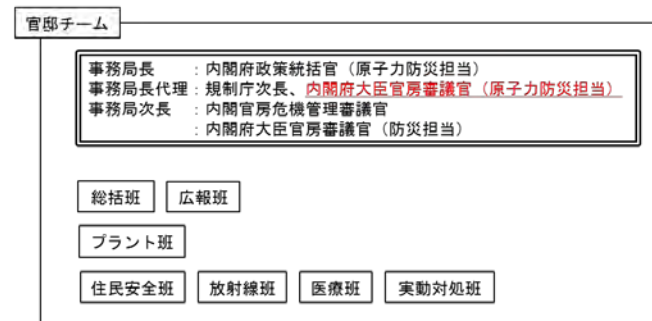
※大規模複合災害時のみ設置



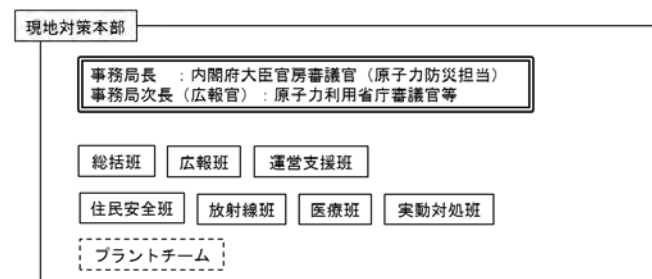
修正後

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ1: 初動対応)



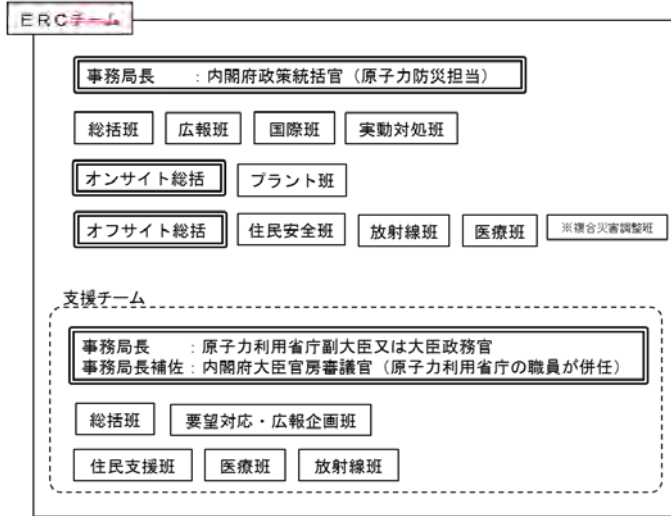
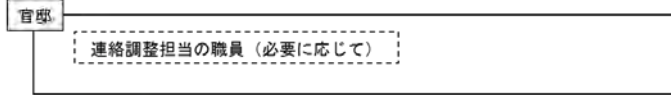
※大規模複合災害時のみ設置



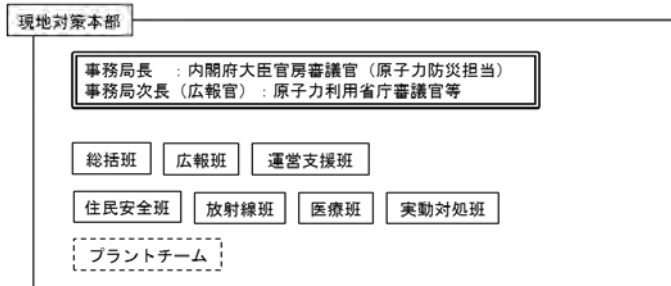
修正前

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後)



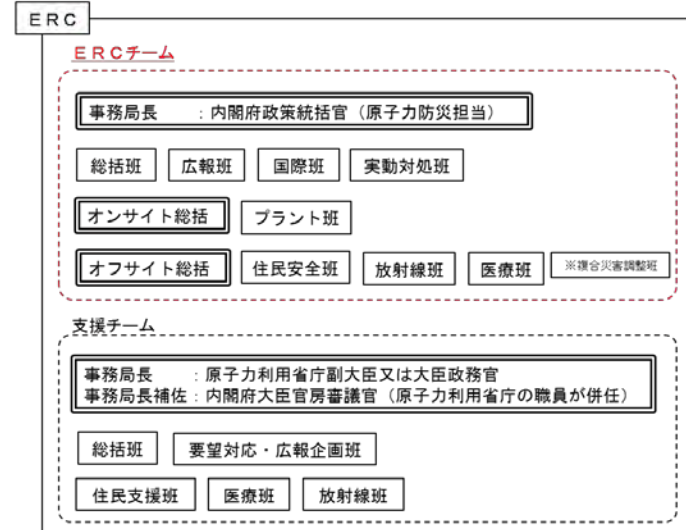
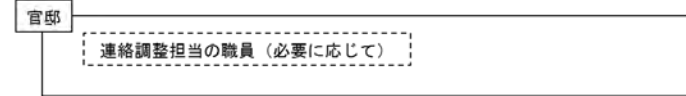
※大規模複合災害時のみ設置



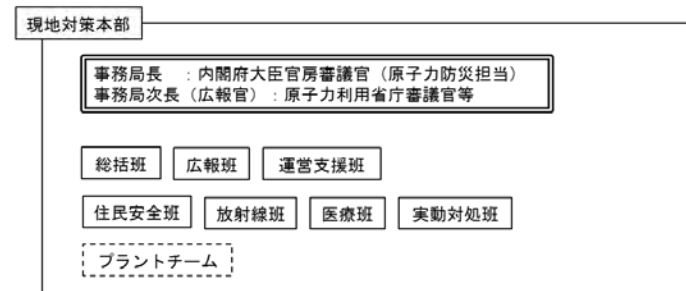
修正後

(図 原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応))

原子力災害対策本部事務局の体制 (フェーズ2: 初動対応後)

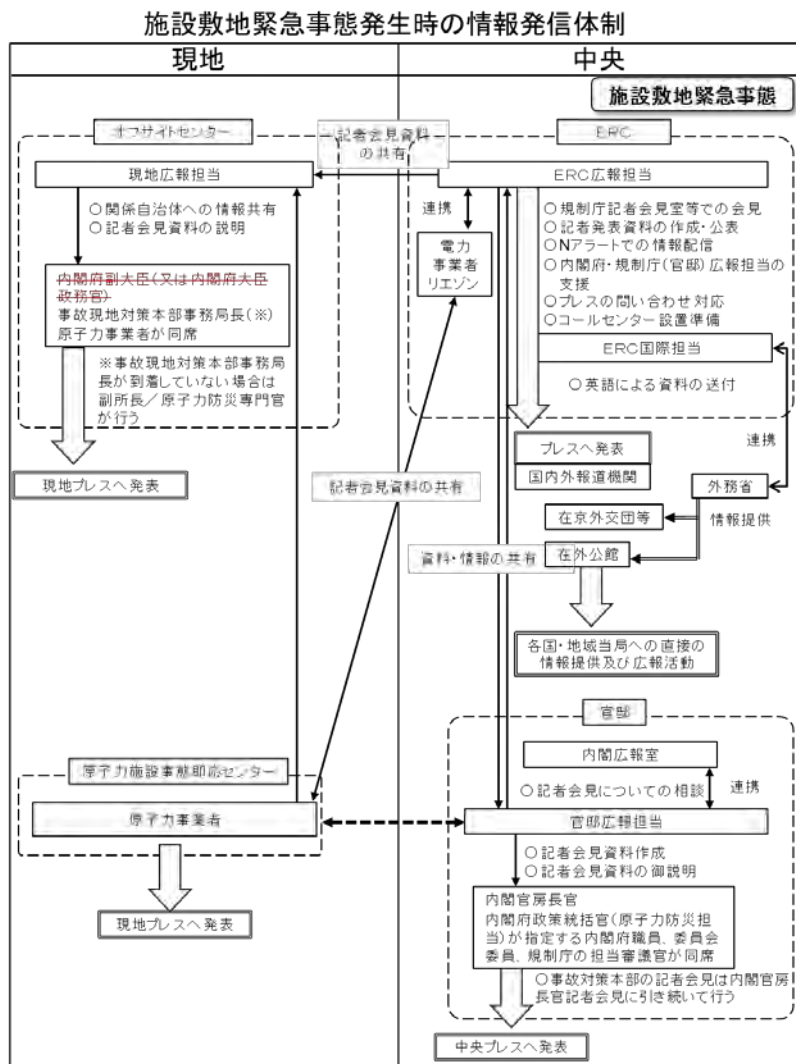


※大規模複合災害時のみ設置



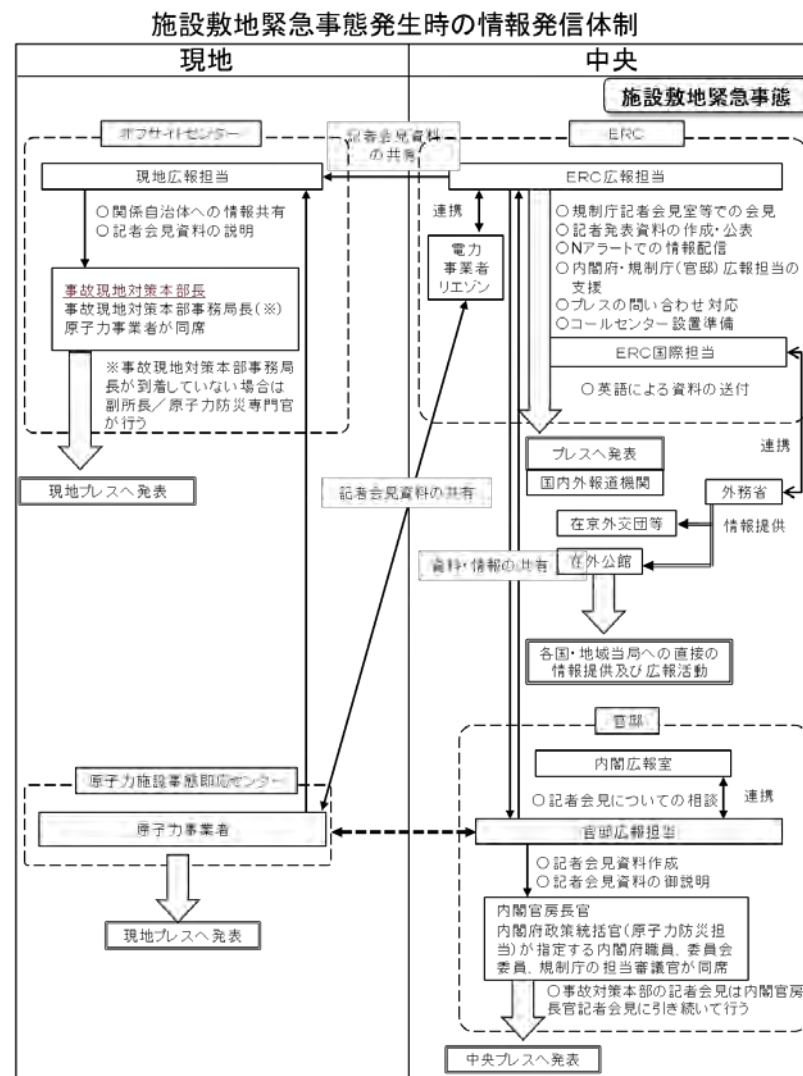
修正前

(図) 施設敷地緊急事態発生時の情報発信体制



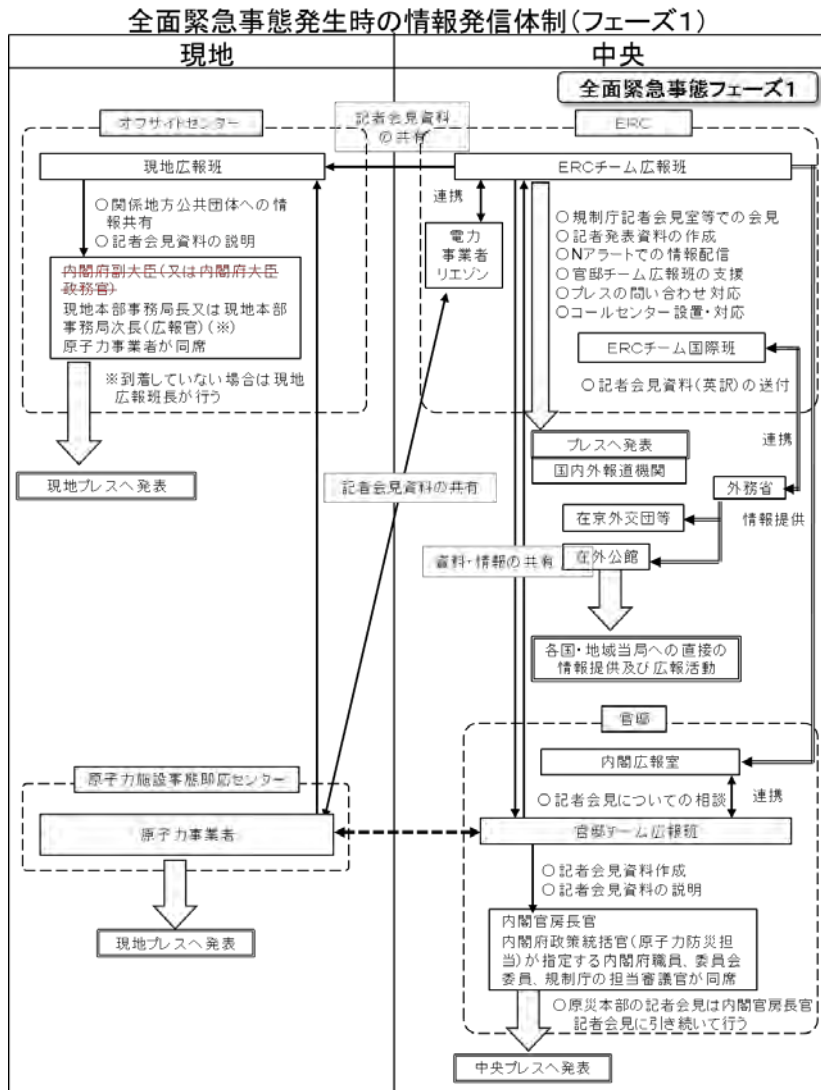
修正後

(図) 施設敷地緊急事態発生時の情報発信体制



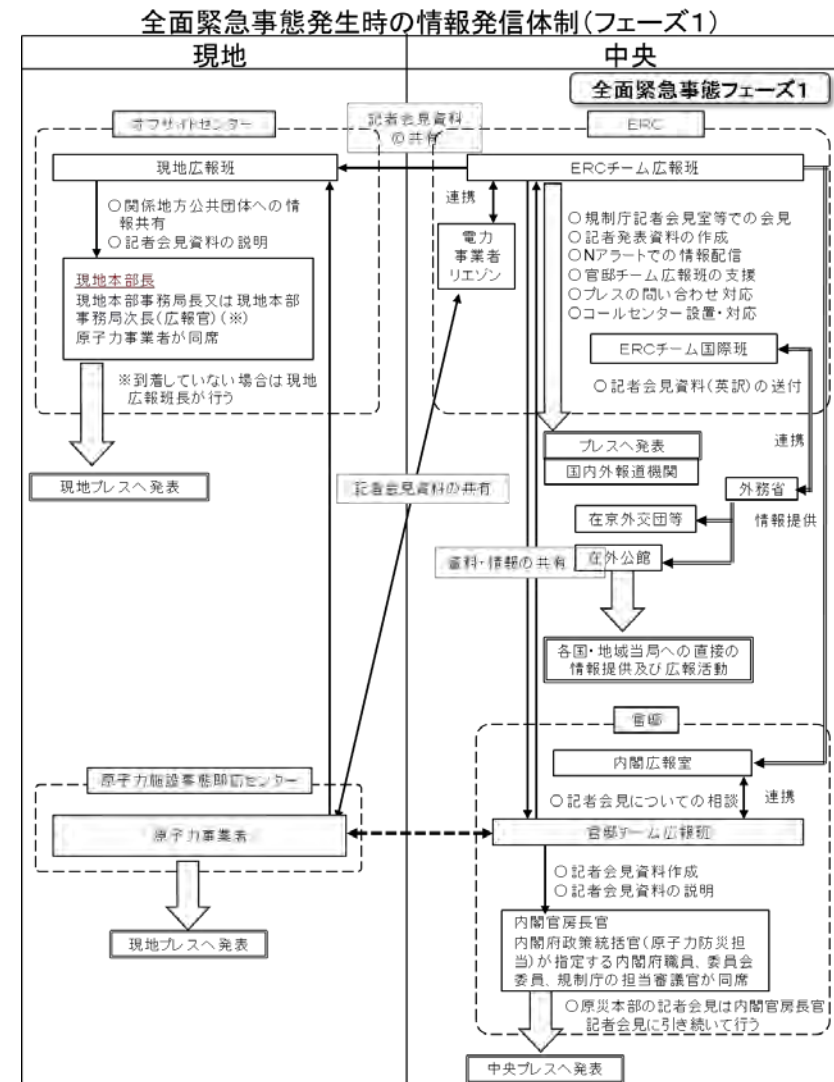
修正前

(図 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ1))



修正後

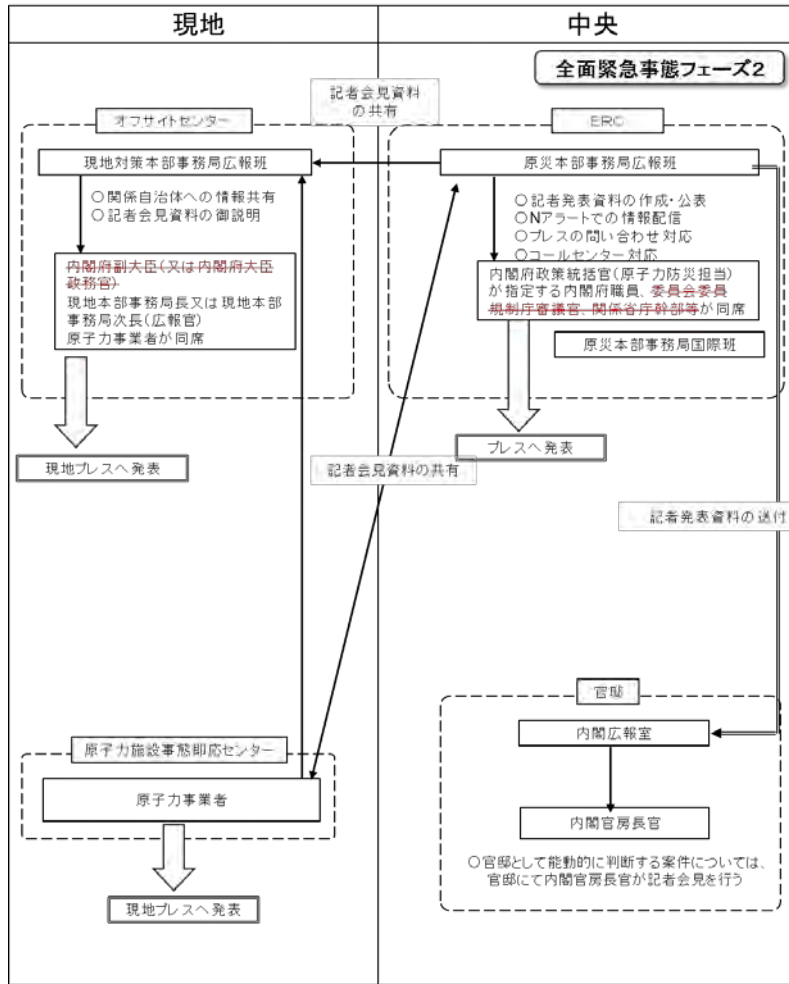
(図 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ1))



修正前

(図 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ2))

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)



修正後

(図 全面緊急事態発生時の情報発信体制 (フェーズ2))

全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ2)

